

飛鳥淨御原宮の宮城

－飛鳥地域における官衙配置とその構造－

相原 嘉之

I. はじめに

「大宝元年、律令初めて定まる」と威奈大村の骨蔵器に刻まれている。我が国の律令国家としての確立は官僚機構や統治体制の充実、そして「大宝律令」の編纂・施行として実を結ぶ。

大宝律令の編纂過程は、まず令11卷28編が文武4（700）年に完成し、大宝元（701）年6月に施行、律6卷12編は同年8月に完成、大宝2（702）年に施行された。この大宝律令以前の天武朝には六官の制がしかれており、後の二官八省の前身となる官司制があったことが伺われる。天武天皇の宮殿である飛鳥淨御原宮は、ここ40年来の調査・研究によって伝承飛鳥板蓋宮跡の上層遺構が有力視されている。その中枢部については徐々に解明されてきているが、官衙地域については未だ明確ではない。しかし、近年の調査によって、苑池遺構や飛鳥池工房、さらには東外郭の東側の様相が徐々にではあるが判明してきており、本稿ではこれらを含めて天武朝の飛鳥淨御原宮の官衙群について若干の整理をしておきたい。

飛鳥淨御原宮の官衙については、すでに亀田博氏が一定の整理を行っており、これまでに見つかっている官衙遺構や地名・文献史料をもとに、官司のいくつかの位置を比定した。総体的に宮内官や後の中務省にあたる天皇の内廷機関の施設は、宮中枢部の周囲に密着しており、六官は飛鳥寺の北側などに広く点在していた可能性を指摘している（亀田1997）。一方、林部均氏は飛鳥地域の遺跡をA～Eの類型に分類した結果、明確な官衙遺跡は少なく、皇子の邸宅や豪族の邸宅とされる遺跡が多数を占めることから、飛鳥淨御原宮段階では、皇子宮や豪族の邸宅が後の官衙が果たした役割のある部分を担っていたと指摘する（林部2001）。

筆者も飛鳥地域の宅地遺構の整理をする中で、林部氏のC類型にあたる宮殿・官衙遺構については検討から除外したが、宅地と考えられる遺構を検討したことがある。その結果、宅地と推定される遺構のランク分けとその分布から、飛鳥淨御原宮の官衙は宮内およびその周辺に推定できる見通しをもった。つまり、飛鳥盆地中心部には、宮殿・官衙と寺院以外存在しないのである（相原2000a）。

しかし、その後の発掘調査で、飛鳥池遺跡・飛鳥京跡苑池遺構・酒船石遺跡の調査が進み、飛鳥京跡周辺の官衙関連遺構の様相が判明してきた。さらに、飛鳥京跡の東側の官衙について、まとまった調査がなされ、この地域にも宮に関連する官衙が推定されるに至った。

そこで本稿では、それらの成果を検討し、飛鳥淨御原宮の官衙の実態についての一端を明確にしていきたい。また、藤原宮の官衙と比較することによって、その変遷についても若干の言及を試みたい。

II. 文献にみえる天武・持統朝の官衙

古代官僚制については数段階の過程を経て、大宝律令で集大成となる。官僚制がより明瞭になってくるのは大化革新後の孝徳朝からである。天武朝は近江令を基本としており、その後、持統3（689）年の飛鳥淨御原令の施行、そして、大宝元（701）年の大宝律令の施行となる。

その大宝律令の中央官制については断片的にしか残っていないが、次の養老律令と大きく変わらないことが指摘されている。その内容は表1¹⁾に記した通りであるが、天武朝の官僚制度及び飛鳥淨御原令の官僚制度については明確ではない。ただし、天武末年の『日本書紀』の記事から、天武朝には近江令に基づいた「六官制」とも呼称できる構造であったことを伺うことができる。以下、その史料をみてみよう。

天武天皇朱鳥元年（686）9月27日条

「甲子の平旦に、諸の僧尼、殯庭に發なく哭りて乃ち退でぬ。是の日に、肇めて奠進りて即ち誅る。第一に大海宿禰菖蒲、壬生の事を誅る。次に淨大肆伊勢王、諸王の事を誅る。次に直大參縣犬養宿禰大伴、總べて宮内の事を誅る。次に淨廣肆河内王、左右大舍人の事を誅る。次に直大參當麻真人國見、左右兵衛の事を誅る。次に直大肆采女朝臣竺羅、内命婦の事を誅る。次に直廣肆紀朝臣真人、膳職の事を誅る。乙丑に、諸の僧尼、亦殯庭に哭る。是の日に、直大參布勢朝臣御主人、大政官の事を誅る。次に直廣參石上朝臣麻呂、法官の事を誅る。次に直大肆大三輪朝臣高市麻呂、理官の事を誅る。次に直廣參大伴宿禰安麻呂、大藏の事を誅る。次に直大肆藤原朝臣大嶋、兵政官の事を誅る。丙寅に、僧尼、亦發哀る。是の日に、直廣肆阿倍久努朝臣麻呂、刑官の事を誅る。次に直廣肆紀朝臣弓張、民官の事を誅る。次に直廣肆穗積朝臣蟲麻呂、諸國司の事を誅る。次に大隅・阿多の隼人、及び倭・河内の馬飼部造、各誅る。丁卯に、僧尼、發哀る。是の日に、百濟王善光に代りて、誅る。次に國國の造等、参赴るに隨ひて、各誅る。仍りて種種の歌舞を奏る。」

この史料から法官（後の式部省）・理官（治部省）・大藏（大蔵省）・兵政官（兵部省）・刑官（刑部省）・民官（民部省）の六官があったことがわかる。これらの六官は隋の六部制度を基本としたものとされている。宮内省の前身官司である宮内官はこの史料ではみられないが、天武11年には「宮内官」の名称が記されていることからその存在は確実視されるものの、いまだ膳職なども宮内官の所管官司ではなく独立しており、後の宮内省のようにまとまった官司ではなかったと推定されている（青木1954）。また、中務省の前身官司も、いまだ存在していなかった可能性が高い。また、大学寮や楽官などが断片的に知られるが、全体構成については明確ではなく、各官司は従属関係とはなっていない。各官司は天皇直属の官司であったことが、天武朝の特徴である（表2）。

次の飛鳥淨御原令制下の中央官制は、天武朝よりも史料が少なく、さらに不明瞭である。基本的に太政官の下に弁官があり、この下に官司が所管されていたと推定されている。しかし、表2に2案記したように、弁官が大弁官ひとつであったか、左右弁官に分離していたのかと、中務省の前身官司の存否、宮内官が弁官の下部組織になっていたのかによって、見解が分かれている²⁾。A案は大弁官がひとつで、中務省の前身官司が未成立の段階で天武朝の官制に近い。一方、B案は左右弁官に分離しており、中官（中務省の前身）が成立しており、後の大宝律令の二官八省にちかいとする説である。筆者は大宝律令の存在意義や後に述べる藤原宮の官衙変遷からみて、A案を支持しておきたい。特に大宝元年元旦の記事にある「文物の儀、是に備れり」と高らかに宣言しているのは、大宝律令がそれまでの制度を大きく変え、後の律令制の基礎となることを端的に表していると考える。

この他に史料に現れないが、木簡や墨書土器によって判明する官司には「薦職」「薦司」「□薦官」「塞職」「薬司」「宮守官」「陶官」「舍人官」「御史官」「菜採司」「膳職」「加之伎手官」「留守省」「藏職」「外薬□」「造木画処」「大学」などがある。これらのうち「薦職」「薦司」「□薦

大宝律令の中央官僚制

大宝元（701）年以降



表1 中央官僚制構造図①

天武朝（近江令）の中央官僚制 天武～持統3（689）年

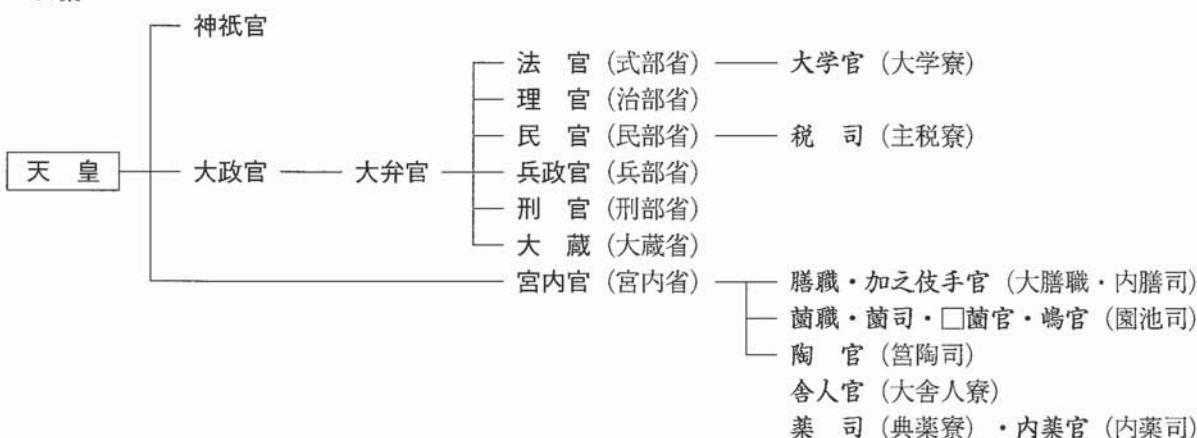


大舍人（中務省左右大舍人寮） 謄職（宮内省大膳職・内膳司） 陰陽寮（中務省陰陽寮）
 大学寮（式部省大学寮） 楽官（治部省雅楽寮） 外薬寮（宮内省典藥寮）
 累職（彈正台） 兵庫職（左右兵庫寮・内兵庫司） 兵衛（左右兵衛府）

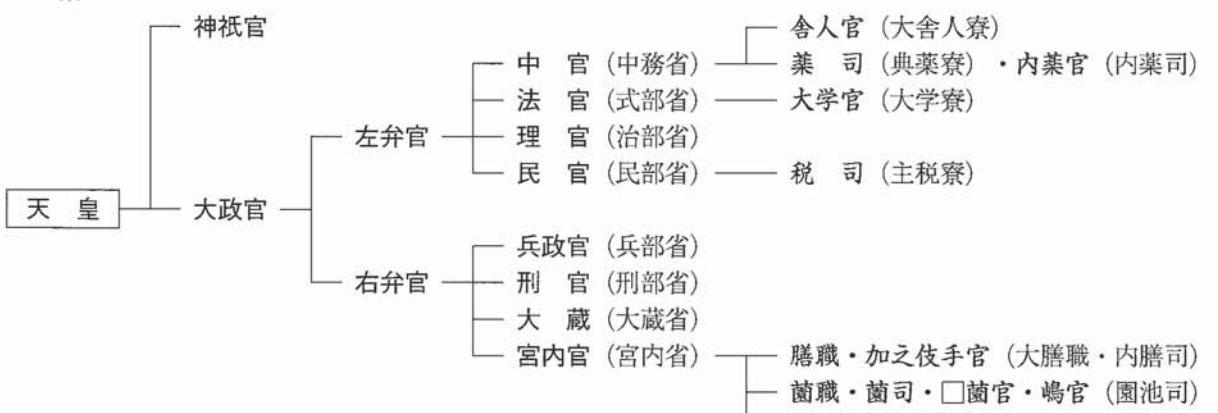
*これらの官司については先の六官と同列に扱われていたと推定されるが、すべてが天皇の直属であったかは明らかではない。

飛鳥淨御原令の中央官僚制 持統3（689）年～大宝元（701）年

A案



B案



*カッコ内は大宝律令制下の官司

*楷書体は木簡・墨書土器に記されている官司名

表2 中央官僚制構造図②

官」からもわかるように、未だ職・司・官の区別がなく、いずれも「つかさ」と呼称し、あえて言えば「○官」の方が古くに成立した官司で、「○職」の方が比較的新しく成立した官司程度の違いであったと考えられる（直木1996b・荊木1994b）。

III. 飛鳥宮の構造

伝承飛鳥板蓋宮跡は明日香村岡に所在する宮殿遺跡である。昭和34年の調査開始から40数年・150次の調査が実施されており、その実態が解明されてきた。その結果、ここには大きく3時期の宮殿遺構が重複していることが判明している。I期は飛鳥岡本宮、II期は飛鳥板蓋宮、III期は2小期に分れ、IIIa期が後飛鳥岡本宮で、これを拡張・整備したIIIb期は飛鳥淨御原宮と推定されるようになってきている（小澤1988・亀田1984・1987・菅谷1987・林部1998a）。このうち本稿の対象となる飛鳥淨御原宮に相当するIIIb期の遺構には内郭・エビノコ郭・東外郭の遺構が判明している。

内郭の構造

内郭は南北197m、東西152～158mの範囲を掘立柱塀で囲まれた空間である。西辺は未検出であるが、中軸線との関係から東西幅は北側が僅かに広くなる。南から1／4の位置に北と南に分割する東西塀があり、両者が区分される。これらの地域は北側が石敷、南側が砂利敷と舗装仕様も異なっており、性格が異なっていたと考えられる。内郭の南辺の中央には南門が取り付いており（権考研1981）、門を入ると、南区画の中央には7間×4間の四面庇の内郭前殿がある（権考研1980b）。この区画の東西には南北塀によって区切られた方形区画があるが、ここに南北棟建物が2棟ずつ配置されている。内郭前殿からは石敷通路が東西塀を越えて北区画へと延びており、北区画の中央の未調査地域には後殿と脇殿が想定されている³⁾。さらに北側には東西に長い廊状建物があり、内郭の北東地区には石敷をもつ立派な井戸がある。この井戸の周辺には妻側に階段をもつ、高床の建物がみられる。

内郭の遺構群は平城宮・平安宮内裏との比較や南区画の前殿の存在、北区画の井戸の存在、東西棟建物の関係から、後の内裏に繋がる空間と推定でき、南区画が天皇の公式な空間、北区画がプライベートな空間と理解できる。

エビノコ郭の構造

エビノコ郭は内郭の南東に設置された東西92～94m、南北55.2mの範囲を掘立柱塀で囲まれた空間である。内郭との配置計画や出土土器などによって、内郭よりも新しく増設されたものと推定されるが、最終的に両者は併存する。この区画の南辺には門はなく、現在のところ西辺にしか確認されていない。区画の中央にエビノコ大殿と呼ばれる9間×5間の四面庇建物がある（権考研1978）。この建物は内郭前殿の規模を上回る最大の建物である。その東西両側には南北棟の小規模な脇殿が存在する。この脇殿と柱筋を揃えて、エビノコ郭の南側にも柱穴が確認されており、エビノコ郭の南に南北棟建物が並列する配置を復原できる。

これらエビノコ郭とその南に復原されている建物群については『日本書紀』との比較や宮殿における位置、建物の規模からみて、大極殿と朝堂に相当する施設と推定される（小澤1997・林部1998b・1998c）。

外郭の構造

外郭は内郭の北及び東に広がる空間である。その外郭を限る施設は、現在のところ内郭東方100mで検出した掘立柱塀しかない（権考研1975）。この内郭の東側での調査は少なく、現在の

ところ東西棟建物が一棟だけが確認されている（樞考研1990）。一方、内郭の北側270mの地点では建物・石組溝等が検出され、木簡も出土しており（樞考研1993・1996a）、このあたりまでは宮城の範囲にはいるものと考えられる。さらに西北には巨大な苑池が確認されており（樞考研2002b）、やはり宮内と推定できる。

これらの空間は内郭・エビノコ郭が天皇の居住空間であり、政治・儀式空間であるのに対して、外郭は実務を行う官衙空間と位置づけることができる。

宮域の範囲の推定

飛鳥宮の宮域の範囲については明確ではない。唯一確認されているのは東面大垣⁴⁾である。これは一本柱塀とその両側の石組溝によって構成されている。その位置は内郭から東約100mの宮東山の裾近くにあたる。この塀の東には東面大垣に併走するように南北道路が設置されている。では、他の面はどこに設定されていたのであろうか。残念ながら他の面の大垣遺構は発掘調査ではみつかっていない。しかし、現地形からある程度推定することはできる。西面大垣の位置は内郭との関係から推測することができる。内郭の西北には広大な苑池の敷地が広がっている。しかし、苑池は内郭と至近距離にあり、宮内に位置することは間違いない。するとその西側に西面大垣が推定できる。ここには飛鳥川が南東から北西へと斜めに流れしており、これにあわせて西面大垣が設けられていたと推定できよう。同様に南面大垣はエビノコ郭の南に推定できる。エビノコ郭の南には南北棟建物が検出されており、朝庭に相当する空間と考えられる。さらに南には唯称寺川が東から西へと流れしており、この川の北岸に南面大垣を想定することが可能であろう。これらに対して、北面大垣の位置を推定する材料は乏しい。第129・131次調査地が宮内に入ることは、調査成果からも宮と密接に関係する遺構・遺物によって容易に予想がつく。しかし、この北のどこに北面大垣を想定すれば良いのかは分からぬ。飛鳥寺南方の石敷までの間に想定すべきであるが、弥勒石との関係や推定される道路の関係から、129・131次調査地の近くに北面大垣を想定できようか。

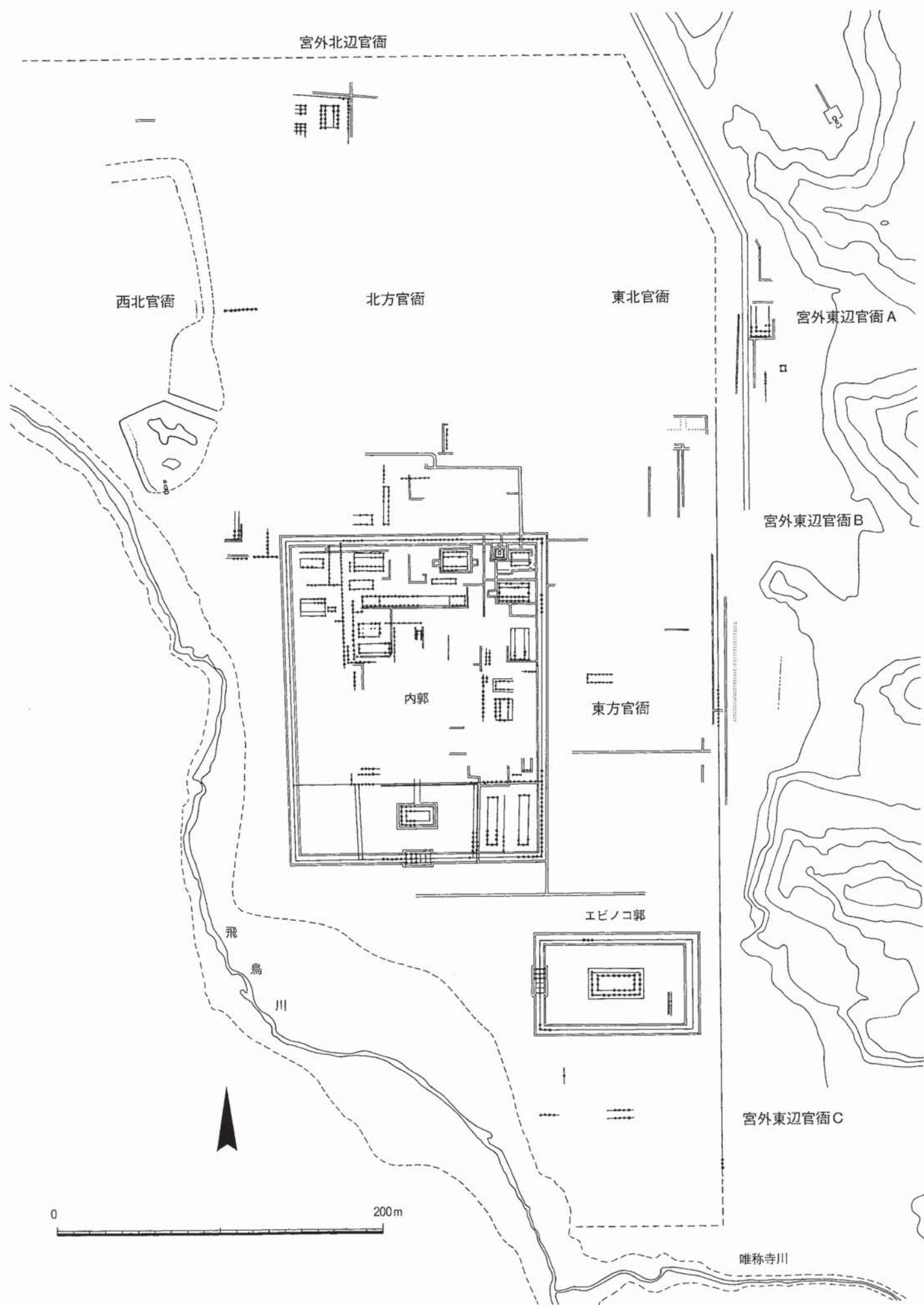
このように宮域の範囲を想定すると、飛鳥宮の宮域は後の藤原宮のように整然とした方形の宮城ではなく、南北720m、東西100~450mの逆台形にちかい形態をとっていることがわかり、地形に左右された宮城であったといえよう。

V. 飛鳥宮関連官衙群の構造と特色

飛鳥宮の官衙区画の想定

飛鳥宮における官衙地域の配置空間は明確ではなく、その区画割りについても推定できる段階ではない。これは内郭やエビノコ郭という宮殿中心部に対して、官衙地域と推定される内郭東方、及び内郭北方の調査が進んでいないことによる。また、東面大垣についてはその位置が確認されているのに対して、他の辺は明確ではない。ただし、西辺と南辺については先に検討したように飛鳥川や唯称寺川までと想定できるが、北面大垣は想定が難しい。そこで、藤原宮や平城宮の官衙区画配置を参考にしながら、飛鳥宮の官衙区画について定義しておきたい。ただし、先にも記したように、発掘によってその区画が推定できるものではなく、多くは地形等による。

飛鳥宮内の大きな区画割りを想定するのには、内郭区画が重要であると考える。つまり、内郭北塀を東へ延長する、東塀を北へと延長する、西塀を北へと延長する。これによって内郭の北側に西北官衙・北方官衙・東北官衙、東側に東方官衙の4区画の官衙区画に区分が可能で



第1図 飛鳥宮跡遺構配置図（1：3000）

ある。内郭の西側は飛鳥川との関係で官衙区画を配置する空間はない。また、エビノコ郭の南側については、先にみたように朝堂的な性格が考えられ、官衙域とは言い難い。よって飛鳥宮の宮城内には4地域に官衙区画が推定できる。ただし、146・148次調査で検出した石敷SH6835は、その構造から東西方向の通路と推定できる（権考研2002a）。この遺構の西への延長部には苑池遺構の南池と北池を区分している渡堤の東端に位置することから、北方官衙・東北官衙を南北に二分する宮内道路を想定することができる⁵⁾。よって、これらの官衙は北半と南半に区分される可能性もある。

一方、大垣の外側にも官衙の存在が指摘できる。まず、東面大垣の東側に官衙が推定されており、小規模な谷ごとに配置されていた可能性が高い。ここでは飛鳥宮外東辺官衙と仮称する。これに対して、想定北面大垣と飛鳥寺との間の空間にも官衙が想定でき、これを飛鳥宮外北辺官衙と仮称しよう。ただし、この官衙については北面大垣の位置によっては、その空間的余地がなくなる場合があり、今後の課題である。

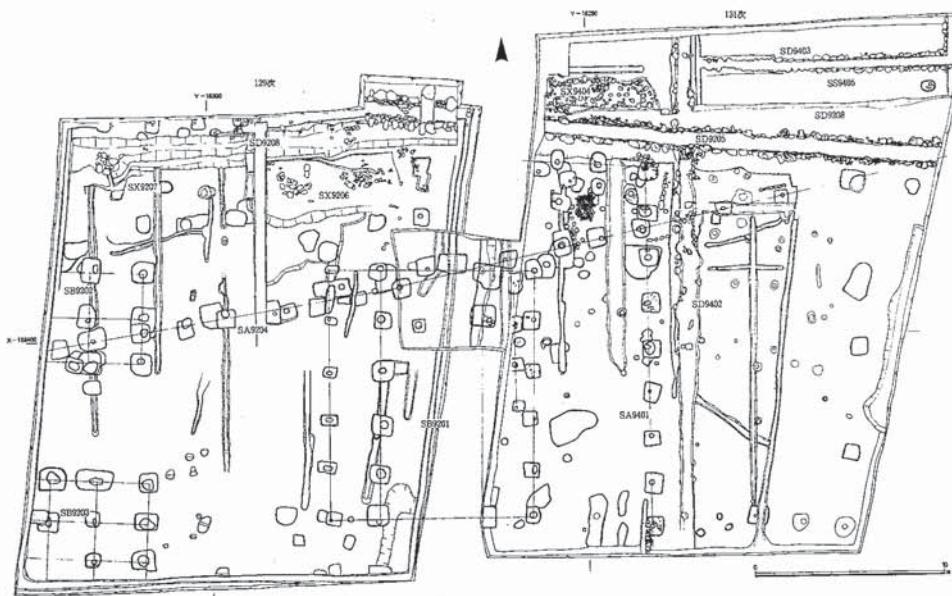
この他には飛鳥池遺跡や石神遺跡なども官衙的性格の可能性が指摘されるが、これらについては遺跡名で呼称したい⁶⁾。

飛鳥宮西北官衙

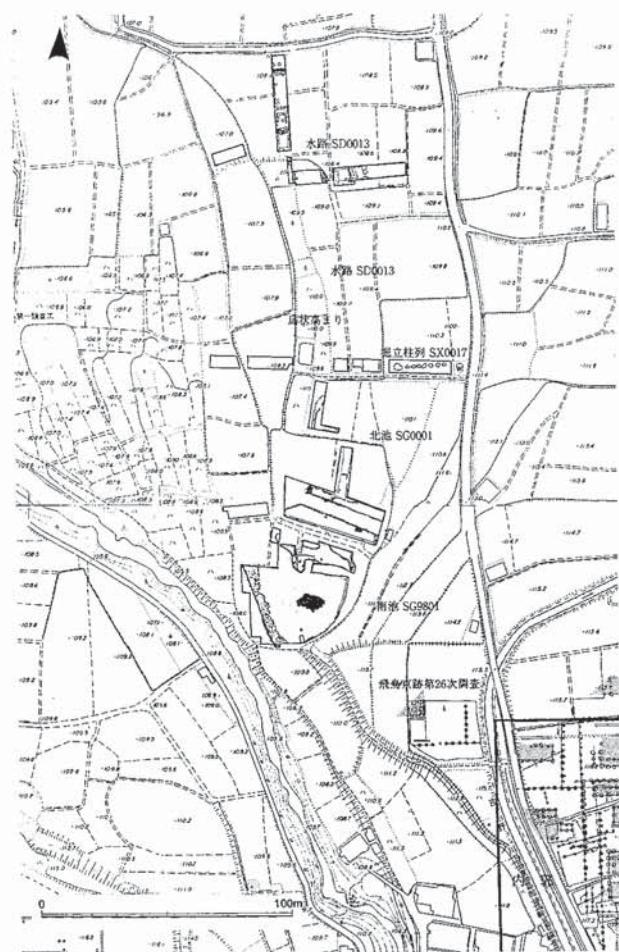
飛鳥京跡苑池遺構は内郭の北西に位置する苑池である（権考研2002b）。遺構は渡堤によって南北二つの池に分かれており、南池はやや不正形な三角形をしており、護岸は直線と曲線を多用した石積を施し、池底にも石敷を敷いている。池の中には突出部をいくつももつ中島と石積みが作られている。また、池の南端には二つの石造物が樹立しており、大正5年に出土していた通称「出水酒船石」とあわせて、南岸からの水を石造物で順に流し、池中に落とす噴水施設となる。一方、渡堤を隔てた北池は水深が2m以上と深く、南池とは対照的である。さらにここから北へと水路が延びており、最終的には飛鳥川に排水すると考えられる。両池を含めて、全体の苑池の範囲は南北230m以上の規模を有する。これらのことから、南池は宴遊用の池であり、北池は貯水池としての機能を持っていたと考えられ、日本書紀の天武14年11月6日の記事にある「白錦後苑」に該当する苑池と考えられる。また、この苑池を見下ろす南東の高台には庇付き建物が検出されており、苑池に関わる建物の可能性がある。北池から延びる水路内及び池から172点以上の木簡が出土しており、この中には「井手五十戸刑ア赤井白米」「西州統命湯方」「嶋官」「造酒司解伴造廿六人」などと記されたものが含まれている。これらの木簡は長期間にわたって堆積したと推定されているが、内容的にまとまっていることから、近くに木簡に関わる施設が推定される（権考研2002c）。

飛鳥宮北方官衙

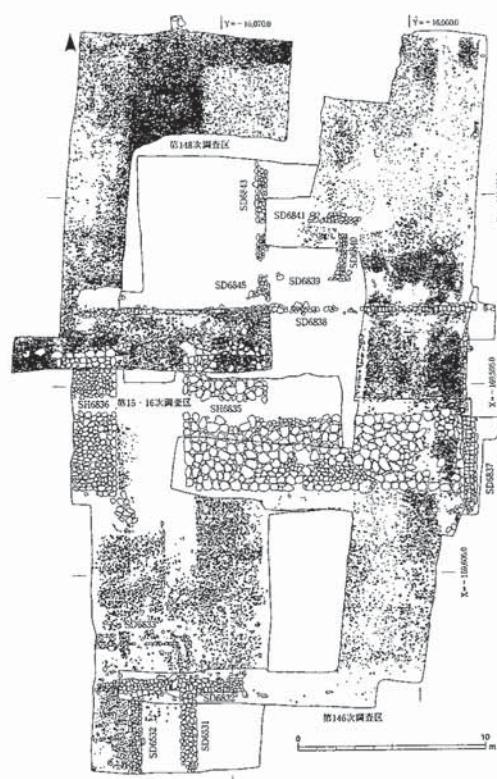
飛鳥宮北方官衙に属する遺構群は2カ所で検出されている。一つは内郭北側に接する地区と北方270mの遺構群である。しかし、前者では数棟の建物と石組溝は検出されているものの、いずれも断片的でまとまりがない。一方、後者の飛鳥京跡第129次・131次調査地は伝承飛鳥板蓋宮跡と飛鳥寺との中間に位置している（権考研1993・1996a）。地形的には宮殿中心部である内郭よりも低位の段丘上にあたる。ここでは2回にわたる調査で4時期の遺構の変遷がみられ、本稿の対象である天武・持統朝の遺構には石組溝と掘立柱塀によって北辺と東辺を区画された中に建物群が存在する。掘立柱塀は8尺等間で石組溝に沿って北辺と東辺を画する。敷地東側に東西に庇をもつ南北棟建物と、その西に柱筋をそろえるように建てられた総柱建物が2棟見つかっている。建物群は柱筋を揃えていることから計画的に配置されたものと推定できる。



第2図 飛鳥宮北方官衙（1：400）



第3図 飛鳥宮西北官衙（1：3000）



第4図 飛鳥宮東北官衙（1：400）

これらのことから調査地は塀によって区画された敷地の北東隅にあたり、総柱建物は倉庫、庇付き建物はその管理棟的な性格が推定される。また、石組溝の埋土からは89点の木簡が出土する。この中には「无耶志国仲評中里布奈大賛一斗五升」「丁丑年四月生六日…□等 □」などがある（権考研1996b）。

飛鳥宮東北官衙

飛鳥宮東北官衙に関する建物については現在のところ見つかっていない。これはこの地域の調査が少ないと考えられる。ここではこの地域で比較的広い範囲を調査し、先の官衙地域区分と関連する遺構もあるので、飛鳥京跡第15・16・146・148次調査の概要について記しておく（権考研1980a・2002d）。

この一連の調査地は東面大垣のすぐ西側にあたる。ここでは数時期の変遷がみられるが、今回問題となるのは天武・持統朝とされる遺構群である。まず、調査区の中央に大形の石材を用いた幅7mの東西方向の石敷がみられる。この石敷の南北には平行して掘立柱塀が並んでおり、また、石敷に交差するように幅4m南北方向のパラス敷の通路がある。出土遺物では第15次調査で海老鍵が特記できる。この石敷の性格については報告では明言されていないが、東西方向の宮内道路と理解でき、石敷を境に北側と南側に官衙区画が想定出来るのであろう。また、調査地のすぐ東側には東面大垣が復原されており、ここに宮城門である東門のひとつがあった可能性が高い。

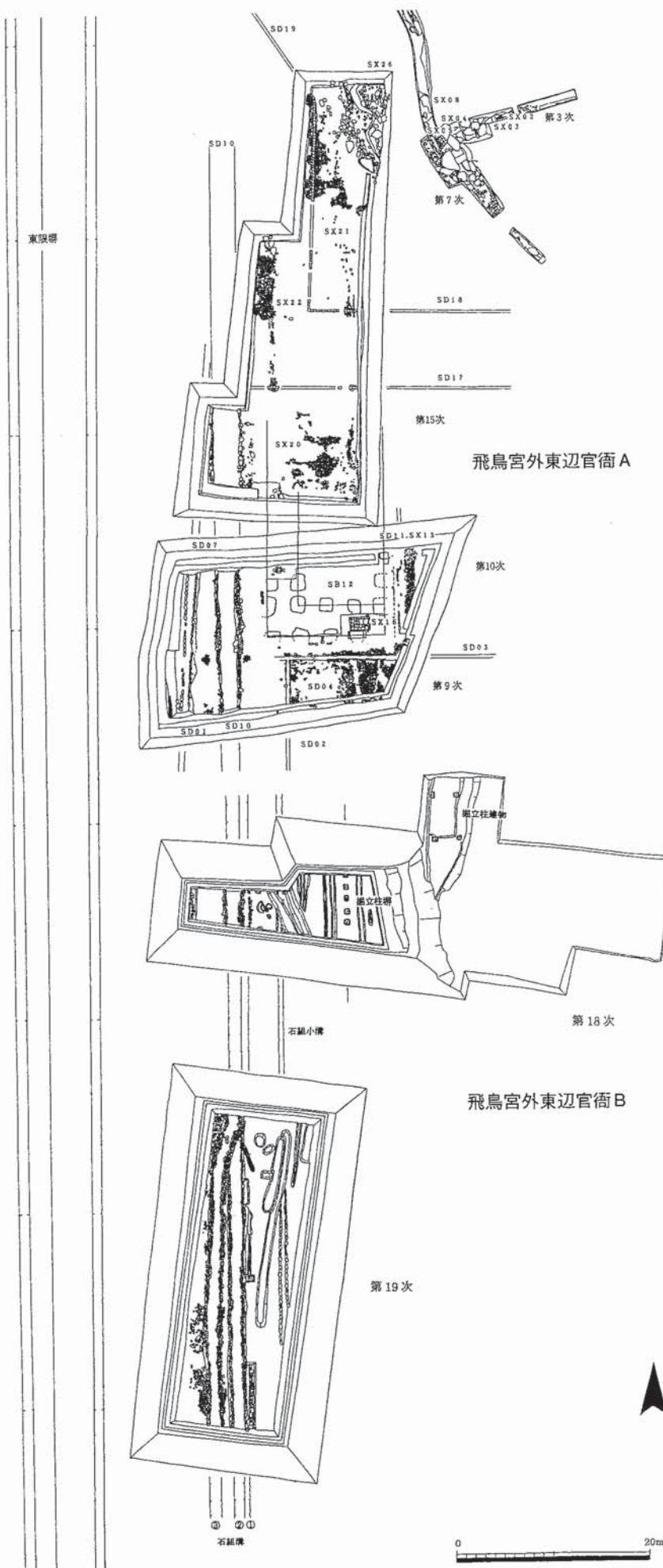
飛鳥宮東方官衙

内郭の東方地域ではこれまでにまとまった調査が実施されておらず、明確な建物は少ない。唯一、第115次調査で7間以上×2間の東西棟建物が一棟確認されているだけで他は調査区外となる（権考研1990）。それでもこの調査によってこの地域にも建物が建てられていたことが明確となり、この地域に官衙建物が推定できる。この他には飛鳥京跡第104次調査地が内郭の東方にあたる東面大垣付近にある（権考研1985）。検出遺構には、大垣とその東の石組溝がある。さらにこれらに隣接して木簡を含んだ土坑があり、層位的には先の遺構よりも下層にあたる。この土坑から1082点の木簡が出土した。この中には「辛巳年」と記されたものがあり、天武10（681）年と推定されており、この土坑が天武10年か、その後に一括投棄された可能性が高い。また、「□小乙下」は大化5年2月から天武14年正月までの間に使用されていた冠位である。この他には「大津皇」「大来」「大友」と記す木簡も数点あり、「伊勢国」「近淡□」がある。このことから東面大垣に接した宮内の周辺に木簡の帰属する施設が想定される（亀田博・和田萃1990・岸俊男1987）

飛鳥宮外東辺官衙A

飛鳥宮跡の東面大垣の外側には、塀に沿って南北道路が推定されている。この道路の東に沿って、この地域の基幹排水路である石組大溝が設置されている。この東に官衙群が南北に並んでいる。これは東から延びるいくつかの尾根によって挟まれた谷地形ごとに設置されていると考えられる。ここではこれを北から官衙A・官衙B・官衙Cと呼称することにする。

飛鳥宮外東辺官衙Aは、酒船石遺跡第9・10・15次調査として調査されており、酒船石のある丘陵の西側にあたる（明日香村1998・1999・2002b）。検出した遺構には、調査区西端の南北石組大溝と掘立柱建物・石敷・石組小溝がある。南北石組大溝は当初幅2.5mで、その後改修されながらも奈良時代まで存続する。さらに北への延長部分の飛鳥寺南方遺跡（奈文研1993a）や飛鳥京跡第150次調査地⁷⁾でも確認されており、少なくとも延長300mにもおよぶこと



第5図 飛鳥宮外東辺官衙A・B（1:600）

が判明している。このことから、石組大溝は東の丘陵地域からの水を北へと流す、飛鳥最大規模の基幹排水路であることがわかる。この溝の東には梁行3間で、西と南に庇をもつ南北棟掘立柱建物がある。桁行については明確ではないが、8間程度と推定される。さらに建物の周囲は石敷舗装がなされている。この建物は柱間寸法が10尺等間で、柱掘形が1.5mもあることから、飛鳥地域でも最大級の建物である。

この官衙の敷地は西を先の石組大溝によって画されており、これに平行する塀などはみられない。さらに北から東側は丘陵の裾が迫っており、そこには酒船石遺跡の石垣が巡っている。南は明確ではないが、やはり、尾根が東から西に延びており、この尾根裾までと考えられる。よって南北80m、東西40m程度の北が狭まった敷地と推定される。特に明確な区画遮蔽施設はみられず、石敷を伴う大形建物の存在がこの地域の特徴である。

飛鳥宮外東辺官衙B

酒船石遺跡第18・19次調査区は飛鳥宮外東辺官衙Aの南の谷筋にあたる（明日香村2002c・2003a）。調査では石組溝や掘立柱塀・掘立柱建物がある。このうち石組溝は飛鳥宮の東辺に作られた基幹排水路で、飛鳥宮外東辺官衙Aまで続く。これらは3時期あり、7世紀中頃の幅2.5mの石組溝を7世紀後半に1.3mの石組溝に改修し、8世紀になると西側に同規模で付け替える。この溝の東側に沿うように南北掘立柱塀がある。柱穴は一辺40cmで、柱間寸法1.8m（6尺）等間である。おそらく官衙Bの西（道路側）を区画する塀であろう。北辺及び南辺については明らかではないが、官衙Bの特徴のひとつに官衙Aとは異なり、掘立柱塀によって区画されていたことがある。掘立柱建物は尾根の先端の石組溝よりも高い位置にあり、その南には砂岩切石列が取り付く。建物の位置や構造からみて、酒船石遺跡への入口のひとつとみることができる。さらに石組溝のうち7世紀後半の溝からは200点にも及ぶ木簡が出土しており、「刀支県主」^{ときのあがたぬし}や「牟義君」^{むぎのきみ}など美濃国に関する木簡が目立つ。また、すべて文書木簡であり、荷札木簡がみられないという特徴があり、出土状況からみて、石組溝の東側から投棄されたことが推定されている。

飛鳥宮外東辺官衙C

飛鳥京跡1998-20次調査地はエビノコ郭の東側にあたり、推定される東面大垣のさらに外側にあたる（明日香村2000a）。地形的には飛鳥宮の東では最大の谷筋にあたり、岡寺へ登る参道もこの谷から延びている。この調査では長径2m、短径1mの円形の土坑が5基2列に並んでいる。調査区の関係で周辺の状況は確認できないが、さらに土坑群は調査区外に広がるものと考えられる。これらの土坑からは、400点にもおよぶ漆の付着した土器が大量に出土しており、ベッコウや砥石も出土している。特に、漆付着土器は壺などの貯蔵具が大半を占め、パレットに使用する杯類がないことから、当地は漆を使用した工房ではなく、漆を貯蔵・管理・分配する流通センター的機能が推定されている（清岡2002）。官衙Cでは区画施設等は未調査であり、その有無は不明であるが、文書を扱う官衙Bとは性格を異にすることは明らかである。

雷丘東方遺跡

雷丘東方遺跡は雷丘の東方にひろがる遺跡である。これまでに断片的な調査しか行われていないが、7世紀前半から9世紀までの遺構が確認されている。これらは大きく4時期に区分され、Ⅰ期の7世紀前半の遺構は部分的な調査しかできていないが、池跡・斜行溝などがある。Ⅱ期には7世紀後半の建物と南北溝がある。Ⅲ期は奈良時代である。建物群は造営方位に共通点があり、建物配置が規格的であること、平城宮と同形式・難波宮と同范の瓦が出土している

ことから、宮殿・官衙の可能性が指摘されていた（奈文研1980・1994a）。さらに、昭和62年に至って、奈良時代の井戸から「小治田宮」と記された墨書き土器が出土し、当遺跡が奈良時代の小治田宮であることがほぼ確定した（明日香村1988・相原1999・相原・光谷2002）。

本稿の対象となる飛鳥淨御原宮の時期はⅡ期にあたり、掘立柱建物が3棟検出されている。これらはいずれも南北棟の建物で梁行2間で桁行9間以上ある。南北に長い建物であるが、建物が散在的に配置され、掘立柱塀によって区画されているようであるが、明瞭な計画性がみられない。

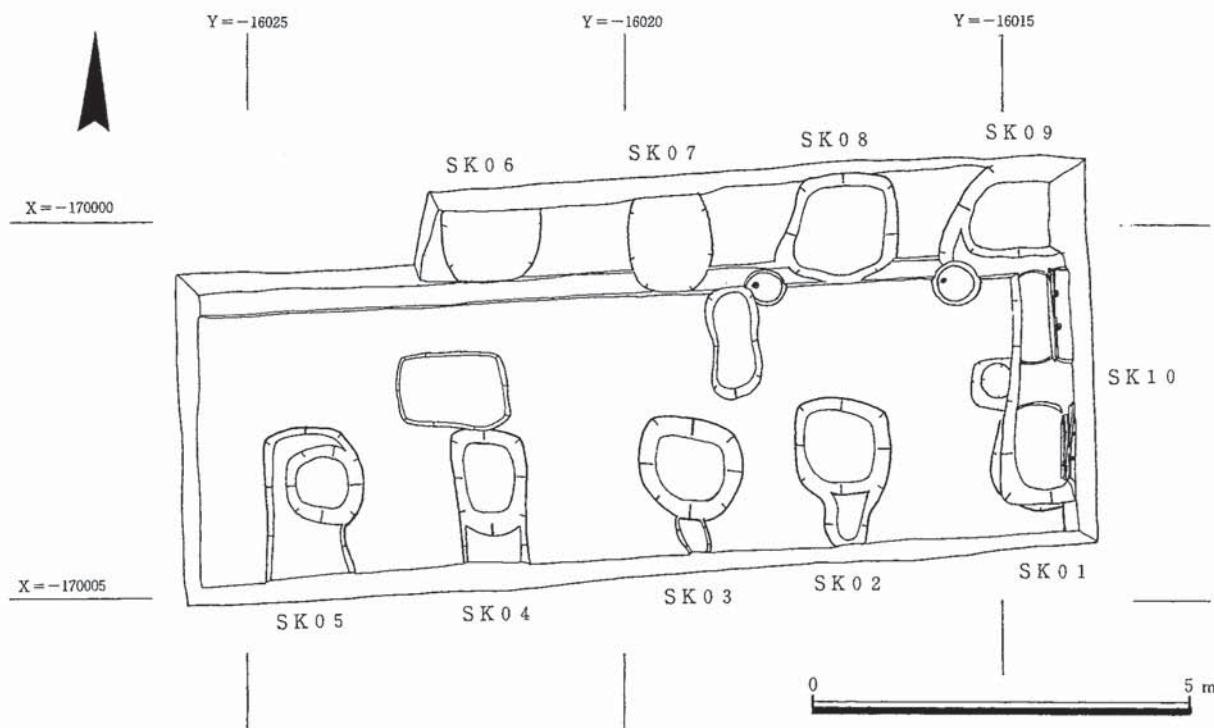
石神遺跡

石神遺跡は飛鳥寺の北西に位置する遺跡である。南限は水落遺跡との間に掘立柱の大垣によって隔てられているが、一部には通路状の開口部があり、両者は密接な関係が推定されている（奈文研1992a）。遺跡はA～C期の3時期に大別され、それぞれ整地によって、建物配置などが変化する。A期は齐明朝を中心とする時期で、この遺跡では最もまとまった建物配置をとる。特に、大型建物を廊状遺構によって取り囲むという特殊な配置をしており、また、噴水形石造物である須弥山石や石人像も出土している。さらに、新羅土器や東国産黒色土器も出土していることから、『日本書紀』にも記載される服属儀礼に伴う迎賓館と推定されている。本稿の対象となる天武朝は次のB期で、A期の建物を全面的に撤去し、整地を施した後に、建物群を建てる。南限は前段階とほぼ同じ場所に東西掘立柱大垣を建て、その北側に南北棟建物を建てる。建物の多くは南北棟で、東西棟建物は少ない。この中には倉庫状の総柱建物がみられるが、配置計画がみられない。ただし、A期の遺構を参考にすると、遺跡の中心は調査区の西側の未調査区に推定される。この時期の北限は未検出であるが、南の大垣から180mの所に推定されている。さらに、C期の藤原京期になると、B期の建物群をすべて廃し、新たに建物群を建てる。前段階とは異なり、一辺70mの掘立柱塀に区画された中に、建物が建つ。藤原京の官衙のひとつと考えられる。藤原宮期の整地層からは鉄鏃や斧・刀子が大量に出土しており、周辺に工房あるいは保管庫があった可能性が指摘されている（奈文研1985a）。また、第15次調査からは1000点以上の木簡が出土している。この中でも持統3（689）年の具注曆木簡や「御垣守」「大学官」などの木簡は注目される（飛鳥資料館2003）。

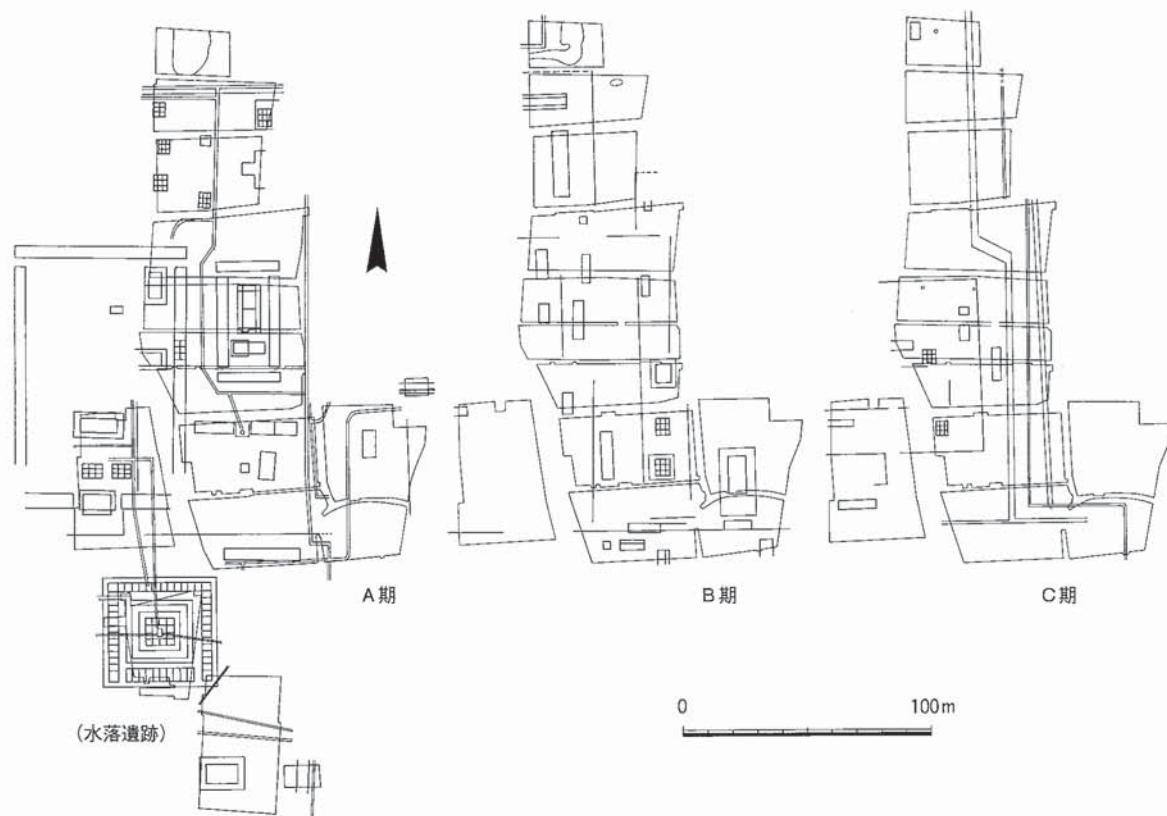
飛鳥池遺跡

飛鳥池遺跡は飛鳥寺の東南の丘陵谷間にある飛鳥時代最大の工房跡である（奈文研1992b・1998・1999・2000・2001a）。遺跡は北を飛鳥寺東南禪院と道路を隔てて接した位置にある。一方、南側の上流には酒船石遺跡の亀形石造物がある。亀形石造物の空間との遮蔽施設は確認されていないが、現在の水路のあたりで、わずかに両側の丘陵が張り出しており、石垣や掘立柱塀等の遮蔽施設が想定される。これによって南北250m、東西100mの谷筋の中に工房が作られる。ただしこの谷筋は一本の谷ではなく、漢字の「人」の字のように西の谷と東の谷が途中で合流して北流する。この谷の東西が最も狭くなる場所に、南北を二分する掘立柱塀がある。この塀を境に南地区と北地区に区分できる。

南地区は工房の現業部門で数多くの種類の品物が生産されていた。金・銀・銅・鉄・ガラス・玉・漆・瓦そして富本錢。また、出土遺物の詳細な検討によって、工房の業種配置が判明してきた（花谷1999）。まず、二つの谷の合流地点西岸の北半部には「銅工房」、南半部には「鉄工房」が配置されている。一方、東岸では当初「銅工房」であったのが「鉄工房」へと変化している。富本錢に関わる失敗品や鋳型等はその南西の谷に一括投棄されていた。そして、「銅



第6図 飛鳥宮外東辺官衙C (1 : 100)



第7図 石神遺跡遺構変遷図 (1 : 300)



第8図 飛鳥池遺跡遺構図 (1 : 800)

工房」のすぐ北に飛鳥寺東南禪院に葺かれた瓦の瓦窯もみられる。西の谷の奥では金・銀・玉類を生産する「貴金属・玉類工房」がある。また、二つの谷に挟まれた張り出し斜面には倉庫と推定される掘立柱建物も確認されている。これらの工房から廃棄される炭や廃棄物は基本的には谷に流されるが、この谷には幾筋かの土橋を造り、汚水処理施設で沈殿させ、その上澄みだけを流すシステムを構築している。

北地区は工房の管理部門で掘立柱建物や石組井戸、そして排水の最終沈殿槽である方形池が配置される。この地区では8000点にも及ぶ木簡が出土しており、飛鳥寺に関するもの、工房に関するもの、天皇および宮廷儀礼に関するものがある。

これらのことから、この場所は7世紀後半から8世紀初頭にかけての各種貴金属の生産をしていた総合工房であり、富本錢の生産に端的に示されるように、官営工房と推定されている⁸⁾。

酒船石遺跡

飛鳥宮の東方の丘陵に位置する遺跡である。この中腹には石英閃綠岩（飛鳥石）を基礎石として、その上に天理近郊で採取される凝灰岩質細粒砂岩を積み上げた石垣が巡っている。その総延長は現状で270m以上続くことが明らかとなっている。さらにこの石垣を造営するにあたって、版築によって大規模な土地造成を行っていることも判明した。第1次調査時には遺物の出土がなく、時期の限定ができなかったが、遺跡の位置や構造、天理砂岩の使用からみて『日本書紀』齊明2年条にある「宮の東の山の石垣」に該当する遺跡であることが有力視された（明日香村1994）。その後、丘陵西斜面ではさらに下方にも石列・石垣があることが判明し、丘陵部には石垣が幾重にも巡っていることが判明した（明日香村1996）。また、北側裾の谷部では亀形石造物を中心とする導水施設や石敷・石垣が確認され、遺跡は7世紀中頃に作られ、改修を繰り返しながら9世紀までの250年間見えていたことが確認されている（明日香村2001a・2002a・2003b）。導水施設の構造は湧水施設から流れ出した水を小判形石造物で濾過し、さらに亀形石造物の背中の水槽に溜める構造となっている。この水を使った行為がここで行われたことがわかる。さらに、この空間は周囲から閉鎖され、石垣や石敷によって構成されていることから、この性格については亀形石造物の空間が非公開の空間で天皇祭祀を行っていた遺跡であると推定される（相原2000b）。

V. 掌握官司の推定と配置状況

では、これまでみてきた官衙の構造と特色から、各官衙を掌握していた官司を推定してみたい。しかし、すべての官衙において、その掌握官司を確認できるほどのデータが揃っているわけではなく、現段階においては掌握官司の可能性を推定するのみである。また、推定する材料がまったくない官衙もある。いずれにしても、ここでは可能な限り掌握官司の推定を行い、飛鳥宮の官衙配置の傾向を明らかにしておきたい。

まず、飛鳥宮西北官衙ではほぼ敷地全域に苑池遺構がひろがっている。ここで純粹に苑池の池といえるのは南池のみであるが、北池及び水路も一連の敷地にあり、これらを一体として管理していた機構が想定される。大宝律令以降、庭園を管理する役所は宮内省園池司があたり、当遺構からも「嶋官」と記された木簡が出土している。当地を掌握していたのは「嶋官」あるいは「園官」「園司」「園職」などと呼ばれた官司であったと推定できる。

一方、飛鳥宮北方官衙では想定北辺にちかい第129・131次調査の建物群と内郭に北接する建物群がある。このうち、北辺部からは「大贊」と記された木簡が出土している。「贊」木簡の

出土は藤原宮や平城宮などの内裏やその周辺からの出土に限られており、天皇の居住区や付属施設の存在と関係し、食膳に関わる官司が推定される。これらを掌握するのは後の宮内省内膳司あるいは大膳職であり、前者は天皇の食事を、後者は宮廷一般の食事を担当していたが、天武朝においては「膳職」と記されており、その区別がない。よって当地には「膳職」があった可能性が高い。一方、西北官衙である苑池の水路からは先の木簡のほかに薬に関する木簡や米に関する木簡があり、後の宮内省典薬寮・大炊寮・造酒司にあたる「外薬寮」、後の「大炊寮」もこの北方官衙地域にあったとするべきであろう。「造酒司」については大宝令以降の木簡だが、その前身官司が当地にあった可能性もある。

これらに対して、**飛鳥宮東北官衙**においては官衙の構造も明らかではなく、その掌握官司については推定するすべがない。ただし第15次調査で出土した海老錠の存在は興味深く、重要施設が周辺に推定される。

飛鳥宮東方官衙ではすでにみたように第104次調査で皇子・地名・人名の木簡が出土している。これらは「辛巳年（天武10年）」の木簡と共に伴していることから、いずれもこの年代にちかい時期が推定される。天武10年2月には飛鳥淨御原令の編纂が開始され、3月には「帝紀」「旧辞」記定作業が始められた年である。「大津」「大来」「大友」や「伊勢」「近淡」などはいずれも壬申の乱と関係深い内容であることから、先の国史編纂に関わる可能性が指摘されている（岸1987）。国史の編纂にかかわる官司は中務省図書寮があたっており、この一画にその前身となる官司があったと推定できる。

飛鳥宮外北辺官衙はまったく調査が及んでいない。よって、官衙構造をはじめその性格について言及することができない。これに対して、**飛鳥宮外東辺官衙**は調査が進んでいるもののその実態については不明である。ただし、すでに見たように官衙A～Cはそれぞれに構造が異なっており、ここにはそれぞれ異なる官衙があったと推定できる。官衙Aは大形建物と石敷の存在から、格上の重要な施設であったと推定される。官衙Bでは建物は未確認だが、石敷は施されていない。さらに文書木簡の大量出土から、文書を扱う官衙が推定できる。これらに対して、**飛鳥宮外東辺官衙C**についてはその掌握官司を推定できるデータがある。この官衙の最大の特色は漆を運んできた土器の大量出土にある。従来、漆壺の大量出土がみられる遺跡は紀寺（奈文研1988）や飛鳥池遺跡のような工房と捉えがちであるが、ここでは漆工房にみられる漆製品・未製品が出土せず、また、パレットとなる漆が付着した杯類もみられない。このことから漆の貯蔵施設あるいは流通センター的機能を推定できる。漆自体は各地から税として飛鳥に運び込まれる。おそらく、ここで一旦集められたものが各工房などに分配されていくのである。漆製品を製作する部署には大宝律令の規定によると、大蔵省漆部司がある。よって、ここは大蔵省漆部司の前身官司の掌握していた官衙と推定することができよう。

雷丘東方遺跡は現在のところ検出遺構から掌握官司を確定し難い。ここは奈良時代の小治田宮と推定されており、遡って飛鳥時代の小墾田宮も当地にあった可能性が高い。よって、7世紀後半においても小墾田宮であった可能性がある。しかし、もうひとつの可能性としては、民官の収納施設の可能性である。『日本書紀』朱鳥元年7月10日には「民部省の藏庸舎屋に天災けり。或いは曰く、忍壁皇子の宮の失火延りて、民部省を焼けりといふ」とある。「民部省」とは当然「民官」であるが、この「藏庸舎屋」、つまり仕丁・采女の庸布・庸米を収める倉庫が火災にあったとする。また、忍壁皇子の宮からの火災が延焼したともある。万葉集などでは忍壁皇子宮は雷丘周辺に推定されており、民官の倉庫も雷丘周辺にあったこととなる。当遺跡

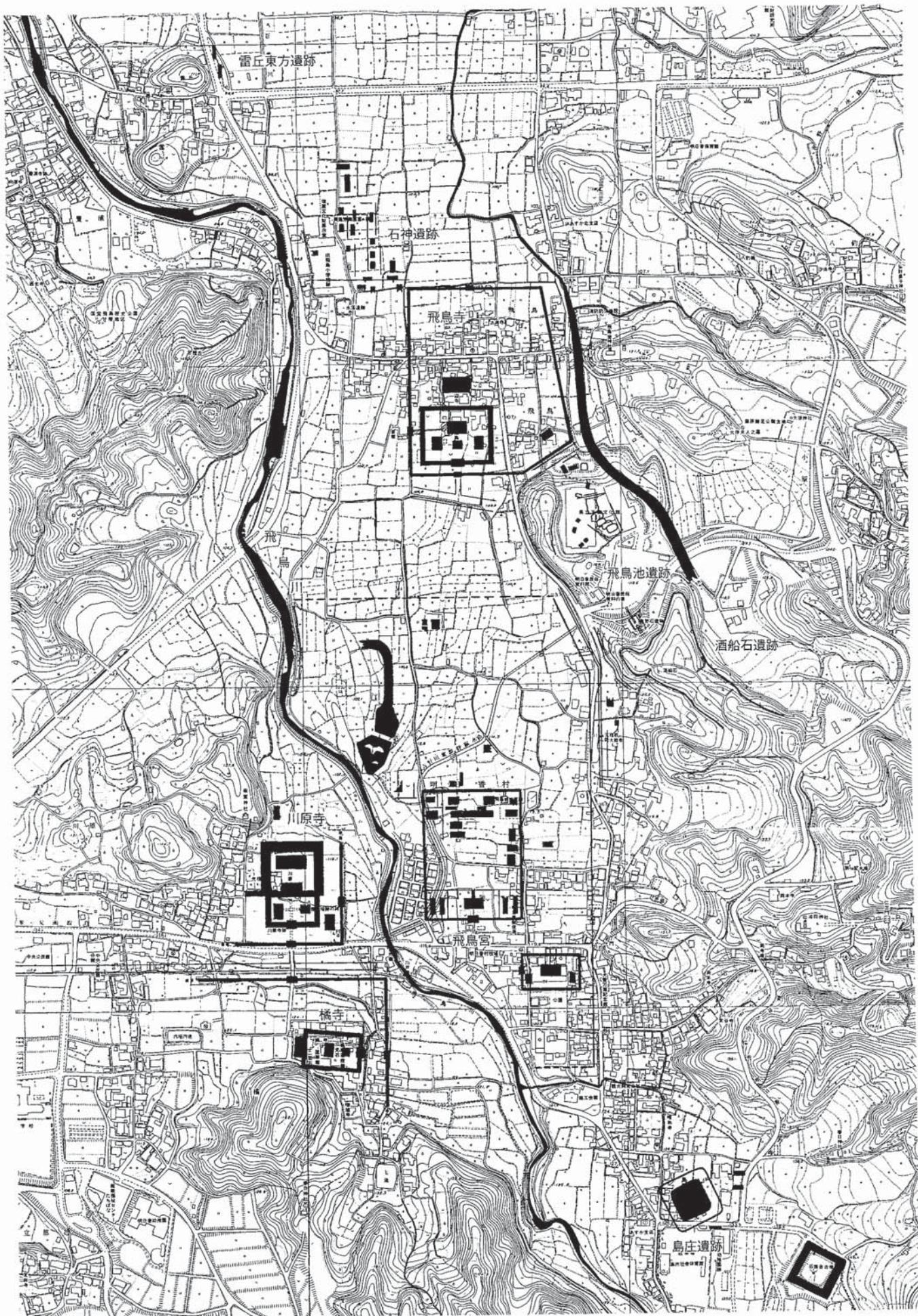
が、民官の倉庫に関連する施設であった可能性もあり、ここでは小墾田宮を引き継いだ民官と理解しておきたい⁹⁾。

石神遺跡では大きくA～Cの3時期に区分される。A期は迎賓館施設と推定されており、B期にはこれらの施設を解体・整地し、まったく新しい区画となる。よって、施設の使用形態や性格は前段階とは異なっていたと推定される。そこで出土遺物に注目してみると、まず具注暦木簡がある。暦は陰陽寮で作成され、各官司に配布される。南に隣接する漏刻の存在と共に、陰陽寮との関連も興味深いが、暦は各官司で使用され、出土した具注暦木簡も諸官司で使用された複製であり、さらに、木簡が木製品として転用されていることから、ここが陰陽寮に関連する施設とは一概にはいえない。次に「大学官」木簡もあるが、他の木簡とともに、当地との関係が不明瞭である¹⁰⁾。そこで、ここでは大量に出土した鉄鏃に注目してみたい。当地が小墾田地域の内か、その隣接地にあたることから、『日本書紀』小治田兵庫の可能性も考えられる。すでに報告においても武器の製造・収納施設が周辺に指摘されている¹¹⁾。さらに雷丘東方遺跡と建物配置の共通点があることから、両遺跡は共に、類似の施設が考えられ、その意味でも藏庸舎屋と兵庫の類似点がある¹²⁾。

飛鳥池遺跡の特色は富本銭をはじめ各種貴金属・漆製品そして瓦を一ヵ所で、生産していたことによる。当然工房内での各業種ごとの配置はみられるものの、奈良時代以降の生産体制とは異なる。よって、単純にその掌握官司を割り振っていくのには躊躇されるが、富本銭の生産には『日本書紀』の記録にもある鑄銭司が関わっており、金属・ガラス・玉類の生産には大蔵省典鑄司、あるいは宮内省鍛冶司、漆製品の生産には大蔵省漆部司、土器の制作には宮内省管陶司、瓦の生産には宮内省土工司が関わる。このように飛鳥池遺跡は官司を超えた遺跡であり、単純に掌握官司を限定できない。このことは当時の生産体制を如実に示していよう。

酒船石遺跡はすでにみたように天皇の関わる祭祀・儀式を行っていた遺跡と推定できる。その祭祀の内容については明らかではないが、遺跡の規模や構造から、天皇祭祀の中でも最も重要な祭祀であったと考えられる¹³⁾。宮内において祭祀・神祇を取り扱う官司は後の神祇官である。当遺跡での祭祀の内容にもよるが、このことから「神官」あるいは「神祇官」と呼ばれる官司が酒船石遺跡を掌握していた可能性がある。

以上のように各官衙の掌握官司を推定してみた。ただし官衙とは官衙儀礼の空間や実務空間、その保管空間、さらには厨家まで、一つの官司でも多くの役割がみられる。今回推定したのも各官司の一部の内容を推定したにすぎず、推定した場所がその官司のすべてを表しているものではない。しかし、これまでに推定してきた官司についてみると、宮内に位置する官衙群を掌握していたのは後の宮内省・中務省の掌握していた官司であることがわかる。これに対して、宮周辺に位置する官衙は宮外東辺官衙Cが大蔵の管轄、酒船石遺跡は神祇官の掌握していたこと以外には明確ではないが、宮城の外には後の宮内省・中務省以外の諸官衙が配されていた可能性が考えられる。ただし『日本書紀』の記事にある民官については従来、雷丘周辺に推定されていたことから、淨御原宮の主要官衙の一部が飛鳥寺の北方にまで広がると理解されていたが、これは民官の倉庫であり、小墾田宮の系譜を引くものと理解できる。倉庫群が宮外に存在することは、後の大蔵との関係で興味深い。いずれにしても、宮内には天皇に関わる内廷施設があり、宮外の大垣周辺には外廷である六官があった可能性は指摘できよう。



第9図 飛鳥宮関連官衙配置図（1：8000）

VI. 藤原宮の官衙

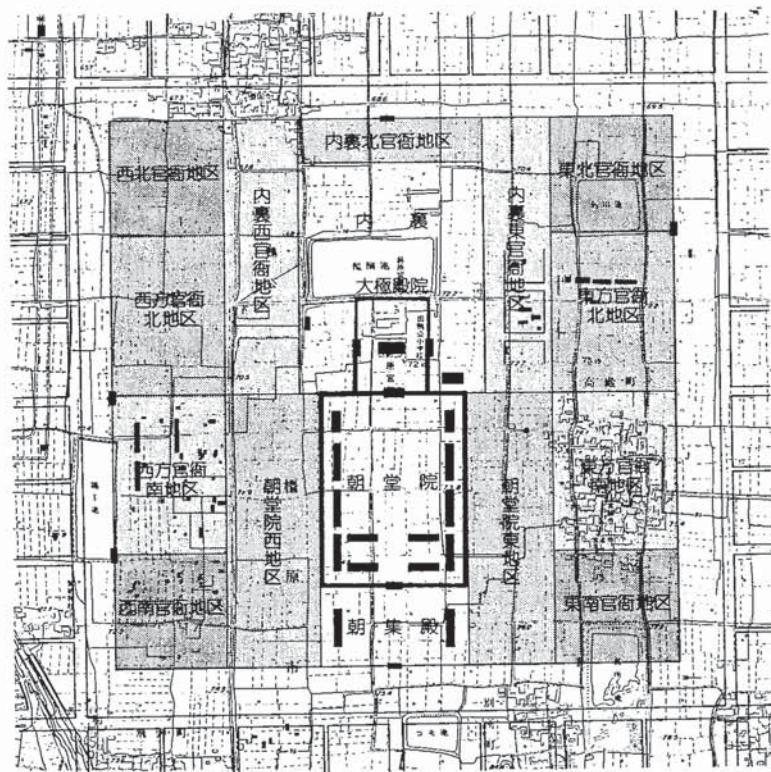
これまでの検討に対して、次の藤原宮の官衙はどのような構造をしていたのであろうか¹⁴⁾。藤原宮の官衙地区は、これまでの調査によって、おおまかな区画配置が推定できるようになってきた（奈文研1996 a）。第10図のように、基本的に条坊大路区画によって区分されており、各面に3カ所ずつある宮城門からのびる先行条坊が宮内道路として踏襲されている。宮内の中央部には北から内裏・大極殿院・朝堂院が配置されており、その両側に官衙ブロックが配置されている。これらの中で官衙ブロックの建物配置がある程度調査されている地区は内裏東官衙地区・東方官衙北地区・西方官衙南地区の3地区である。

内裏東官衙地区では、先行四条大路と先行三条大路の間に掘立柱塀によって画された数区画の官衙区画が、内裏外郭と先行東一坊大路に挟まれた細長い空間に南北に並んでいる（奈文研1985 b・1993 b・1994 b・1996 b）。このうち北の区画（官衙A）は南半のみ、南の区画（官衙C）は北辺のみの検出であるが、中央の区画（官衙B）は条坊地割900小尺の1/4に相当する東西65.6m（225尺）、南北は71.7m（240尺）の方形であることが判明している。北区画・南区画も同規模だとすると、先行四条大路と先行三条大路の間に3つのブロックが整然と並ぶことになる。中央の区画では藤原宮期に2時期があり、途中に建物配置が変化している。前半期には掘立柱塀によって南北に二分し、北に7×3間の大型の建物とその背後にもう1棟建物がある。南半には東西棟建物が3棟建てられているが、中央から東半に偏っている。入口は明瞭ではないが、西辺の塀の中央に柱間の広い部分があり、門と推定できる。一方、後半期になるとこれらの建物は一掃され、全体を一つの区画として使用される。区画の南端中央に門が開き、建物は中央に広場を保ちながら互いに柱筋を揃えながら整然と庭を囲むように建てられている。この中でも南辺に建つ建物は間仕切りを多くもつ特異な建物である。建物周辺には本来、石敷が施されていたようである。

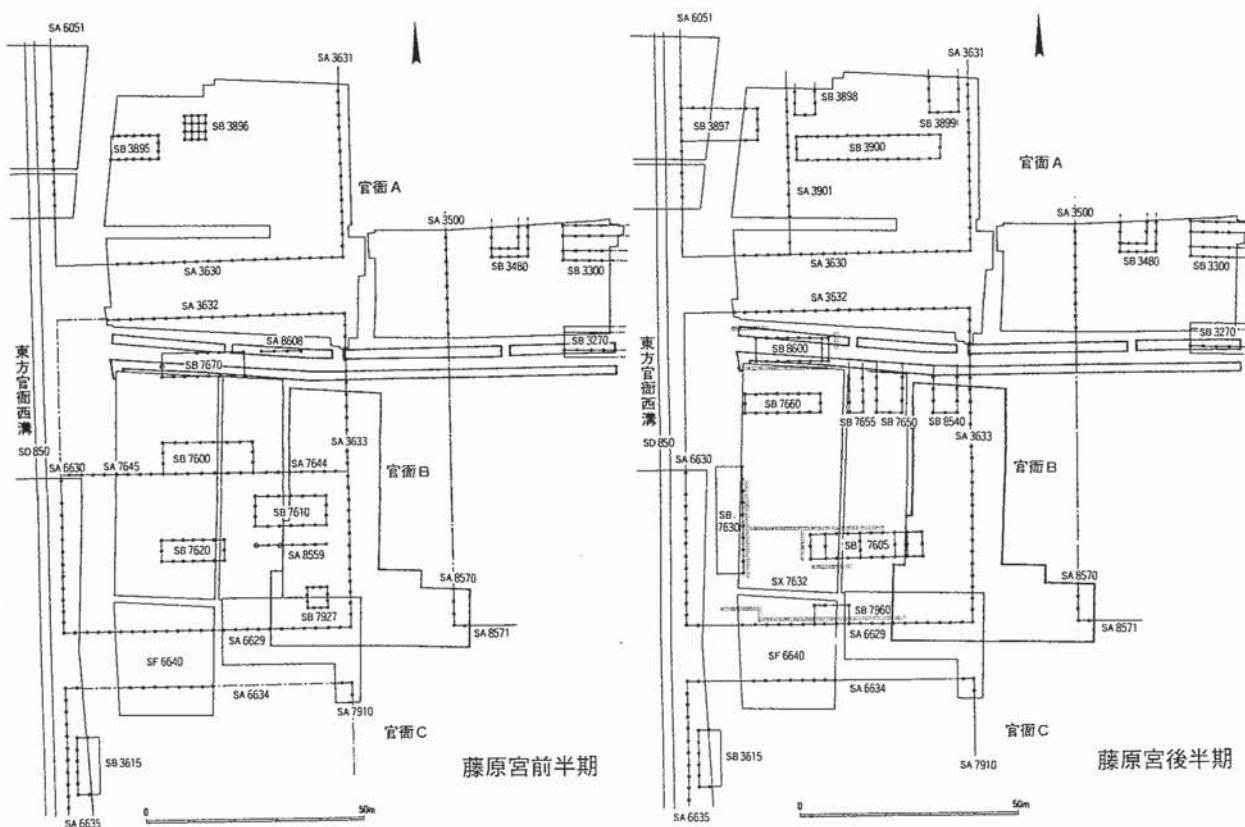
これら官衙Bに対して官衙Aでも、藤原宮期に2時期があり、前半は総柱の倉庫を含む2棟だけが検出されている。しかし、後半期になると区画を東西に2分し、東の区画内には中央の広場を取り囲むように建物を配置している。

東方官衙北地区は内裏東官衙の東側に位置する（奈文研1981・1983・1985 b・2001 b）。西側と南側を掘立柱塀によって区画されており、南辺は内裏東官衙Bの南辺と一致する。北辺については未調査のため区画塀の存在は明らかではないが、先行三条大路の位置と内裏東官衙Aの推定北辺との位置関係から、先行三条大路に面して北辺塀があると推定できる。これに対して、東側には明瞭な区画施設が検出されていない。宮東面大垣が兼ねていた可能性もあるが、27次調査で交点部分が確認されていないことから、むしろ29次と30次調査区の未調査地に推定できよう。とすれば区画の規模は南北156m、東西148mとなる。これらは内裏東官衙のほぼ4倍の面積になる。調査は区画内のほぼ中央部を東西に行われており、北辺及び南辺は未調査である。よって区画の中央部のみの確認だが、3棟の長大な東西棟掘立柱建物が南の柱筋を揃えて並んでいる。この西には南側柱列を揃えて南北棟建物が建てられている。また、SB3300の南にも東西棟建物、SB2841の北にも東西棟建物が柱筋を揃えるように建てられている。これらのことから東方官衙北地区は長大な建物が並列する配置をとる。

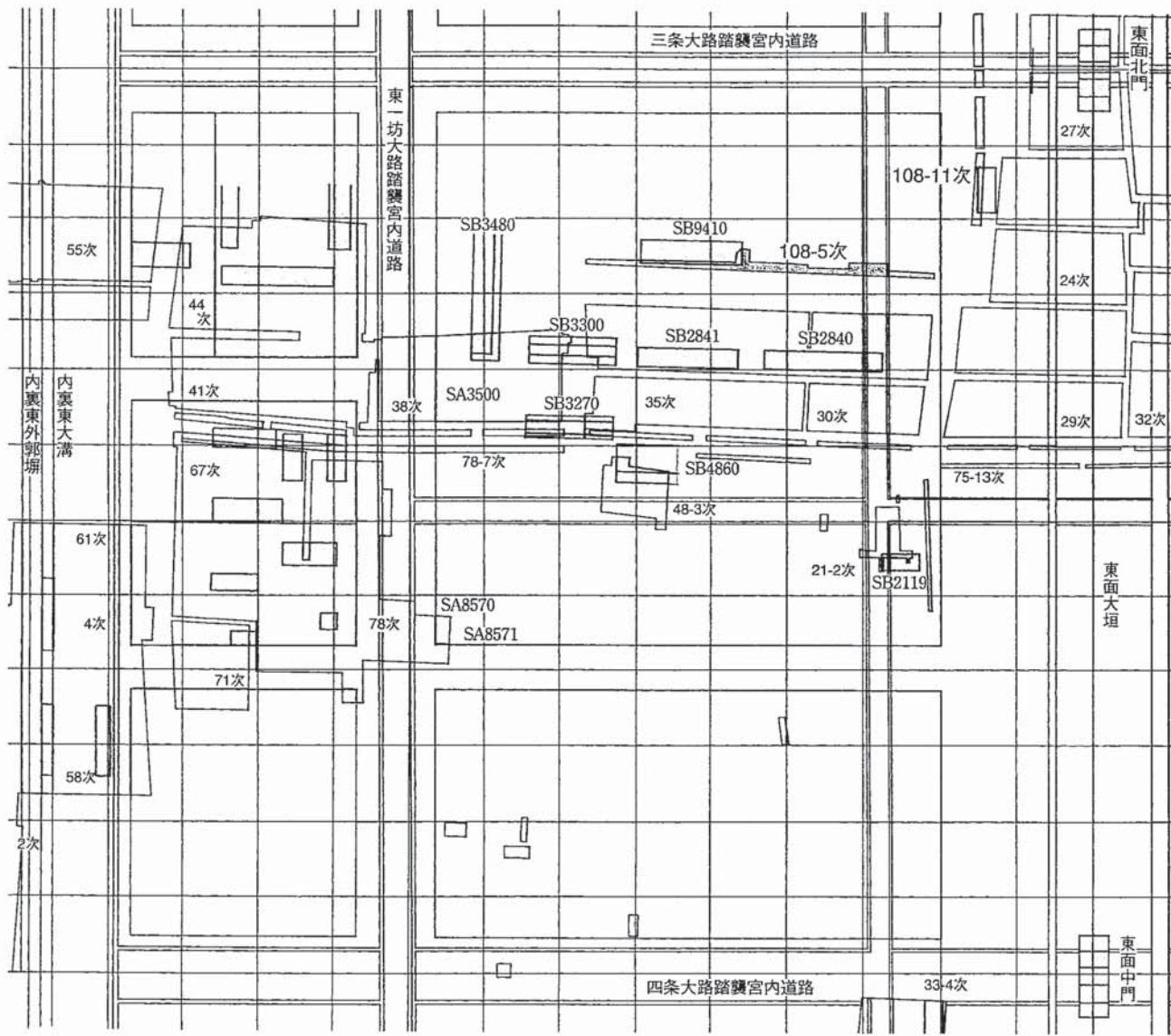
西方官衙南地区は先行四条大路・先行五条大路・先行西一坊大路と宮西面大垣に囲まれた官衙地区である（奈文研1978）。この地区的北半には長大な建物で構成された官衙が存在する。この官衙を区画する明瞭な施設はみられないが、宮内道路がこれに相当するのであろう。ここ



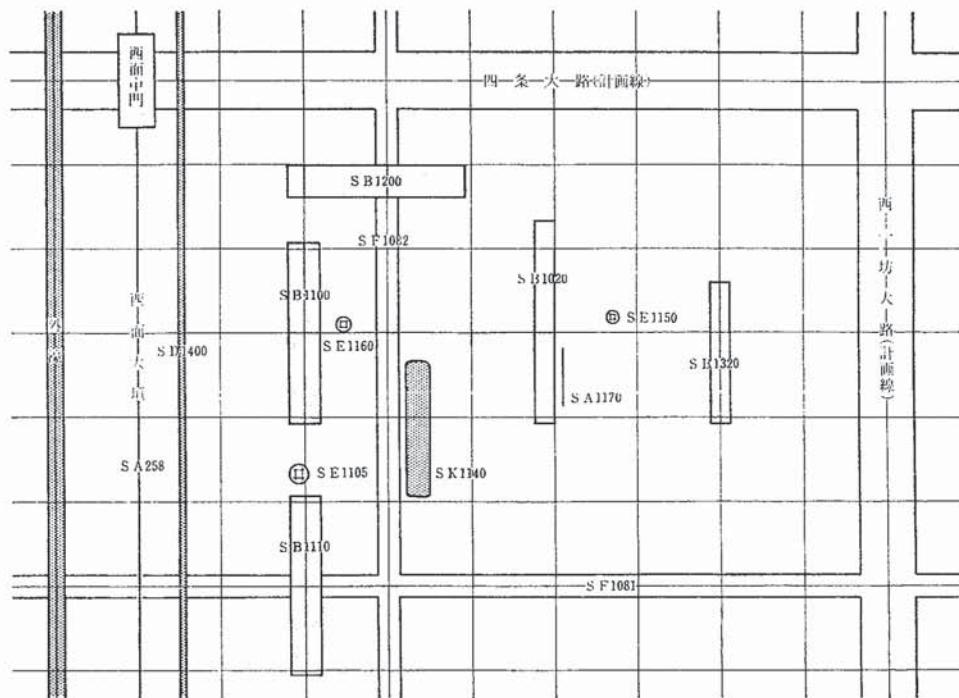
第10図 藤原宮官衙地区区分図



第11図 内裏東官衙遺構変遷図



第12図 東方官衙北地区遺構配置図 (1 : 2000)



第13図 西方官衙南地区遺構配置図 (1 : 2000)

に5棟の長大な建物が確認されている。このうち南北棟のSB1100・SB1110は共に桁行18間、梁行3間の柱筋を揃えた同規模の建物で、東方にあるSB1020・SB1320とは南の柱筋を揃えている。また、SB1200とSB1100は西側の柱筋を揃えている。これら4棟の建物に囲まれた内には広場と南北に長い長土坑が存在する。東方官衙北地区と共に通する建物構成だが、東西棟と南北棟建物の違いがある。また、内裏東官衙のように、大規模な建替えはみられないが、SB1100・SB1110は2時期に区分でき、前半は側柱のみの土間仕様の建物であったのが、後半には床束をもつ床張仕様の建物に変化する。

一方、この地区の南東には掘立柱塀によって区画された二つの施設がある。その造営時期は遷都以前の飛鳥IVであることが判明しているが、藤原宮の時期にまで存続したか、その性格が官衙施設であったかなど不明確である。

VII. 掌握官司の推定と配置状況の特色

藤原宮では前章でみたように3地域の官衙地区の建物配置の一端が判明してきた。ここで官衙配置の特色と掌握官司の推定、建物の変遷についてまとめておきたい。

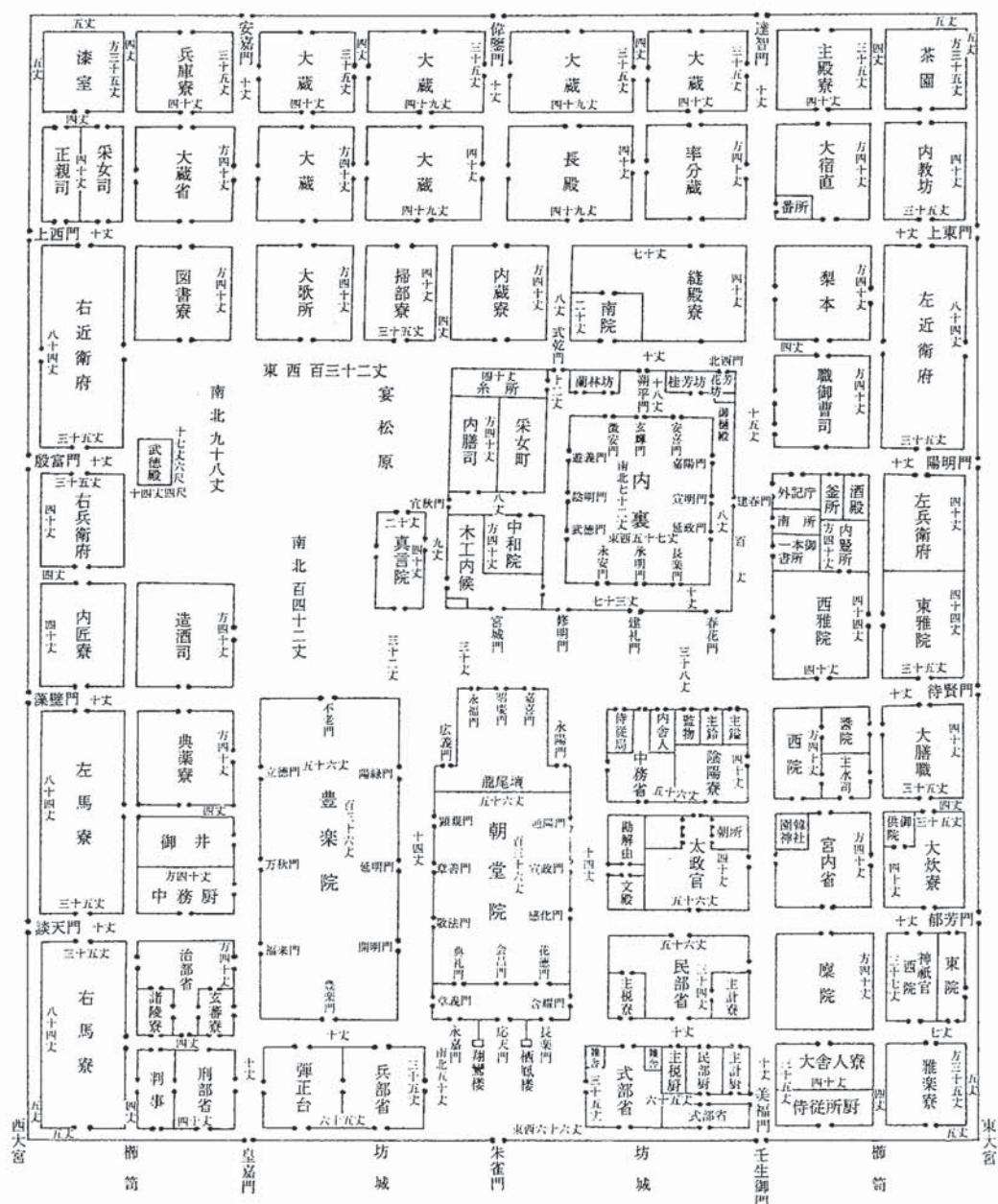
わずか3地区の官衙であるが、建物配置や区画の大きさによって、内裏東官衙と東方官衙北地区・西方官衙南地区に区分が可能である。官衙区画の大きさは、条坊地割が大きく影響しており、宮内では各面に3カ所ずつ配置されている門から延びる先行条坊（大路）が、宮内道路として踏襲されている。この中を2分あるいは3分して区画を作っている。このうち内裏東官衙は小規模な区画であり、東方官衙北地区・西方官衙南地区は大規模区画となる。また、建物配置については前者が比較的コンパクトにまとまっているのに対して、後者は長大な建物を並列させることによって構成されている。この違いは官衙の機能・性格・掌握官司に起因するものと考えられる。

ではこれらを掌握していた官司はいかなるものであったのであろうか。内裏東方官衙の3つの官衙では、今のところ直接的に掌握官司を推定する材料がない。ただし、平安宮ではこのあたりに宮内省・太政官があり、平城宮でも太政官が想定されていることから、藤原宮においても宮内省・太政官が周辺に想定できようか。また、内裏東側の溝から「宇尼女ツ伎」と記した墨書き土器が出土しており（奈良県1969）、周辺に采女司があったことが推定される。

東方官衙北地区については東面北門周辺を含めた内濠・外濠から大量の木簡と墨書き土器が出土している。木簡には「官奴寮」や「官奴司」をはじめ奴婢に関するものが目立つ。また、墨書き土器には「水」「麦」「醤」「噌」などの物品名の記されたものがあり、盛るべき食品を記したと推定できる。これらを扱った「大膳職」「官奴司」が周辺に推定できるが、また、官衙建物の柱掘形からは淨御原令制下の官名である「加之伎手官」^{かしきてのつかさ}の墨書き土器が出土しており（奈文研1987）、「大炊寮」の可能性も考えられる（西口1993）。一方、西方官衙南地区では文字史料の出土はなく、掌握官司を確定し難いが、宮内における位置や遺構の配置が平城宮・平安宮の馬寮に共通する点が多いことから馬寮であったことが推定される。

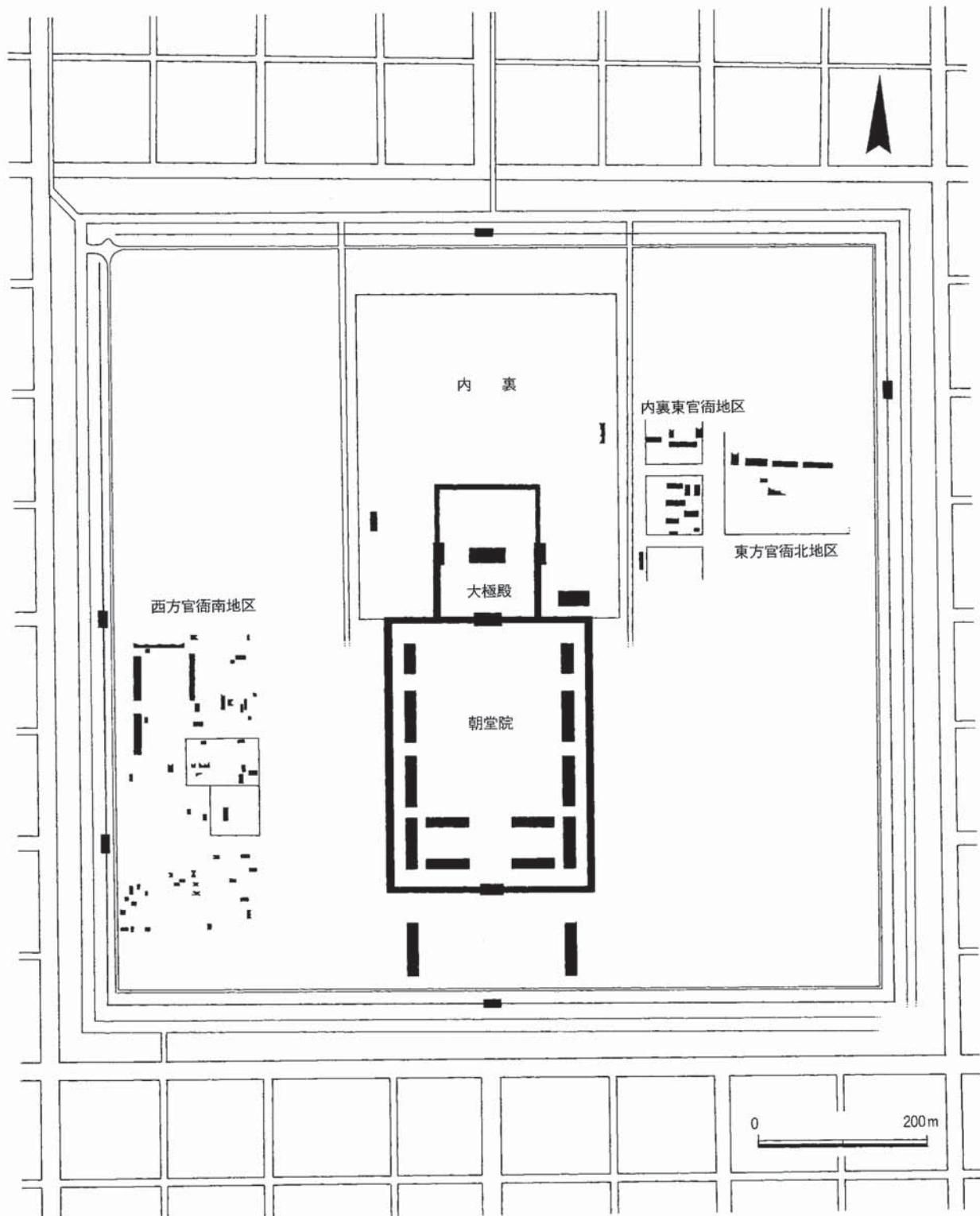
また、藤原宮では薬物医療関係木簡が集中的に出土した地点が2カ所ある。ひとつは内裏東外郭の東を北へと流れるSD105とこの溝が流れ込む外濠SD145の合流付近である（奈良県1969）。もうひとつは西面南門に面する内濠SD1400（奈文研1989）からである。これらの調査では医療関係木簡の他にも鉱物性薬物とも考えられる硫黄・白雲母・白石英・磁鐵鉱などが出土している。『養老令』では薬物・医療に関わる主たる官司には宮内省典藥寮と中務省内藥

司がある。立木修氏は平城宮及び平安宮との比較から、前者の出土木簡を中務省内薬司に、後者の出土木簡を宮内省典薬寮に関する遺物と理解している（立木1989）。これらの木簡群が帰属する官衙の位置は明確ではないが、宮内省典薬寮は木簡の出土位置からみて藤原宮の西南隅周辺にあたりの西南官衙地区がその候補にあがる。西南官衙地区の調査はかなりの面積が進められているが、未だ官衙的な建物配置がみられない。しかも藤原宮期直前の時期の建物群との考古学的な識別が難しいこともあって明確ではない。しかし、この一画に宮内省典薬寮の前身にあたる外薬寮が想定できようか。一方、中務省内薬司はその性格上、内裏に近接する位置に存在するべきであり、溝の上流にあたる内裏東外郭周辺に求められよう。とすればその候補のひとつとして内裏東官衙地区があげられよう。ただし、現在確認されている官衙A～Cが中務省内薬司そのものであるのかは明らかではない。



第14図 裏松固禪考証 平安宮復元図

これらの官衙に変遷は認められるのであろうか。藤原宮は694年から710年までの16年間存続した宮殿である。しかし、遷都当初は淨御原令制下に作られ、701年に大宝律令が施行され、この段階において大幅な改変が官衙配置においても想定される。このことを反映しているかのように、内裏東官衙では前半期と後半期区分にでき、建物配置が一新される。ただし官衙Aでは内部区画が設けられ、東西に細分されるが、官衙Bにおいては逆に内部区画が廃され、ひと



第15図 藤原宮内官衙配置図 (1 : 7000)

つの空間として使用される。つまり単純に官衙施設の拡大や細分では解決できない変遷を遂げるが、共に後半期になると建物数が多くなり、柱筋を揃えた整然とした配置をとり、建物に囲まれた中に広場を設ける構造となる点は、実務よりも官衙儀礼に重点が移されていくことを反映しており、官衙の成熟度を示していよう。その意味では官衙がより機能的になったと評価できようか。では、その改変時期であるが、これについては明確ではない。内裏東官衙の後半期の石敷の下層の土坑から郡里表記の木簡が出土しており、改変時期が701年以降であることはまちがいないく、この官衙の改変が大宝律令を期に起こった可能性は極めて高い。この点については左京七条一坊の調査で大宝律令施工直後の大量の木簡が出土し、事務量の増加に伴って宮内の官衙が手狭になり、宮に近接する場所に中務省ないしはそれを補完する施設を置いたと推定されている（奈文研2002）。このことから大宝律令施行に伴う官衙の改変・拡充があったことがわかる。しかし、これに対して、東方官衙北地区や西方官衙南地区においては明確な配置替えは認められない。僅かに、一部の建て替えや改造は見られるものの、一貫して存続したとみられる。このことは官衙の掌握等に変更・改変が加わらなかったとみることも可能であるが、すべての官衙において変化したのではないといえようか¹⁵⁾。

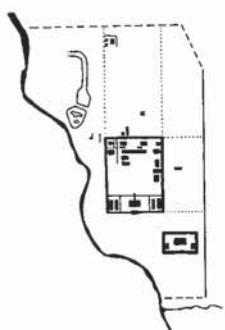
VII. 総括—飛鳥宮から藤原宮へ—

本稿では飛鳥淨御原宮に関連する官衙について、発掘された遺構と出土遺物から整理を試みた。推定に推定を重ねた部分も多いが、大垣に囲まれた宮内と、大垣に隣接する周辺部分に中央官衙群が配置されていることが推定された。このうち宮内は宮内官及び後の中務省に属する官衙であり、宮外にはその他の六官に属する官衙が立ち並んでいたと推定した。藤原宮以降の宮城では二官八省の官衙群が基本的に宮内に設けられていることとは、大きく異なる点である。

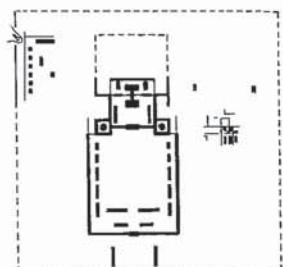
ではこの違いは何を表しているのであろうか。平安宮では中務省の天皇・後宮に関わる内廷に関する官衙は内裏に隣接して設けられている。飛鳥宮跡の内郭が後の内裏の性格と共に通することを考えると、飛鳥淨御原宮段階では、天皇の生活や内廷に関わる官司のみが宮城の内に設置され、そのほかの官司は宮城に隣接する位置に配置されていたと考えられよう。また、飛鳥寺の北側の雷丘周辺に民官の倉庫が存在することについては、この地が小墾田宮の跡地であり、壬申の乱の時には小治田の兵庫があったことが記されていることから、民官の倉庫もその系譜上にあったと考えられる。また、大蔵や兵庫寮などの収納施設が、平安宮以前までは宮外にあったこととも矛盾しない（岸1981）。

これらのことことが次の淨御原令制下の藤原宮では宮内官などの内廷機関と、外廷機関にあたる六官が宮城内に配置されており、前段階における官衙群が藤原宮内に集約されたことがわかる¹⁶⁾。また、大宝律令の施行に伴って省庁再編がなされたが、内裏東官衙地区以外には大規模な配置替えなどはみられない。ただし、宮外である左京七条一坊では省庁再編に伴って、事務量が増加し、宮内の官衙が手狭になったことから、宮に近接する場所に中務省ないしはそれを補完する施設を置いたと推定されていることからも、大宝律令の施行は藤原宮において一部では大きな変更を余儀なくされたが、それはすべての官衙に及んだのではないと考える。

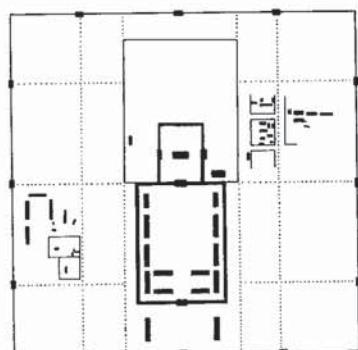
これら藤原宮の官衙の構造については二パターンに分類でき、比較的小規模な区画の中にコンパクトにまとまった官衙と、長大な建物を数棟を直列・並列しながら並べるものがある。前者では飛鳥宮北方官衙での遺構に共通しており、後者は石神遺跡・雷丘東方遺跡に共通するとみることもできる。



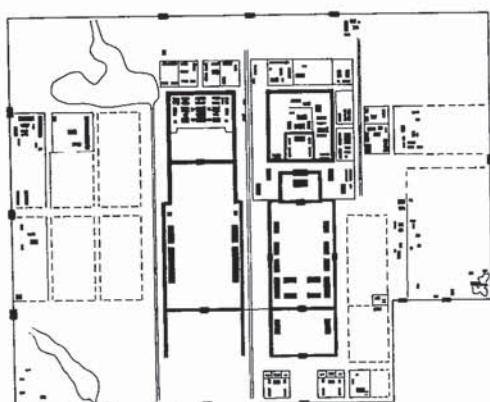
飛鳥宮



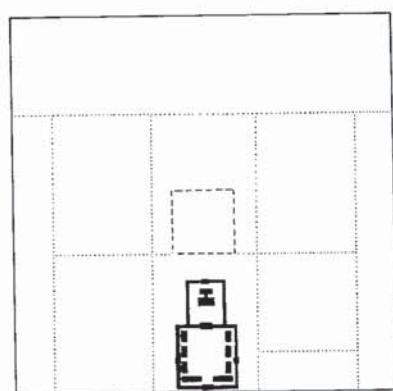
前期難波宮



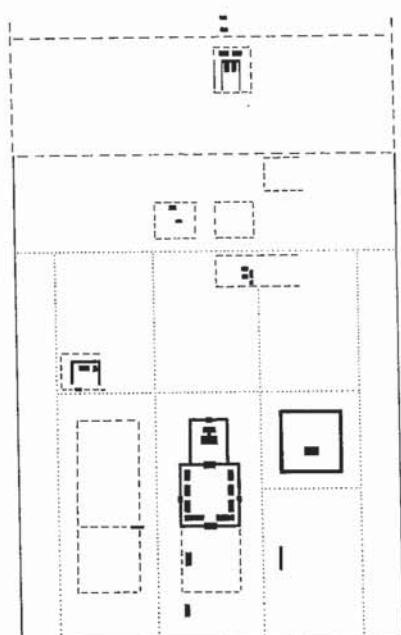
藤原宮



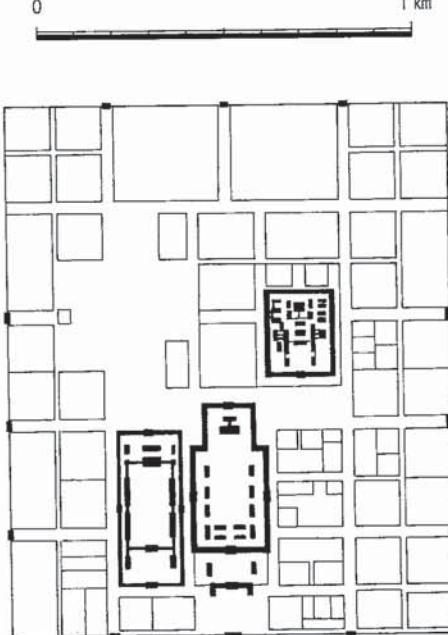
平城宮



長岡宮 (前期)



長岡宮 (後期)



平安宮

第16図 古代宮城の変遷図 (1 : 20000)

では、飛鳥淨御原宮以前の官衙空間の実態はどのようなものだったのだろうか。しかし、齊明朝の後飛鳥岡本宮段階の官衙についてはよくわかっていないのが実情である。この時期の遺構は飛鳥宮のうち外郭及びエビノコ郭が未整備な状況が考えられており、北方官衙である129・131次調査でも齊明朝の確実な遺構は確認されていない。また、宮外東辺官衙も同様に、齊明朝の遺構は石組溝を除いて確認できず、その溝の中からの出土遺物も皆無にちかい。これらのことから発掘遺構からは官衙群の存在は否定的な状況にある。ただし、西北官衙である苑池はこの頃にはすでに作っていたと考えられており、石神遺跡では迎賓館施設が、水落遺跡では漏刻が設置されており、飛鳥池遺跡ではこの頃すでに工房が細々と開始され、酒船石遺跡では石垣や亀形石造物が設置されている。これらのことから、飛鳥地域では齊明朝における都市整備が進められつつあるが（相原1993・2000c）、未だ、中央官僚制に伴う官衙群は未成立であったと現状では考えておきたい。

これと関連して注目されるのは孝徳朝の前期難波宮における官衙群である。前期難波宮では中枢部である内裏・朝堂院の西に西方官衙（大阪市文化財協会1992・2000）、東に東方官衙と称している官衙がある。このうち西方官衙は並倉を含む倉庫群であり、難波大蔵の可能性が指摘されている（積山1989）。これらを含めて前期難波宮の宮城には官衙群が成立していた可能性もある。しかし、近年の調査では倉庫群は中心部の西方一体を占める可能性が出てきており

（黒田2001・佐藤2001）、このようにみると、大蔵だけでなく各官司の倉庫群を宮殿の西に配置する（山中1991）ことによって、難波の表玄関としての威儀を示そうとしたとも考えられる。これは遡って5世紀の倉庫群にも言えることである（大阪市文化財協会1992）。また、宮城の範囲は明確ではないが、南北700m、東西700m程度と推定されており、面積にして約490000m²である。このうち内裏・朝堂院の中枢部を除く官衙配置可能空間は約317000m²となる。さらに朝堂院の西方一体に倉庫群が広がっていた場合、収納施設空間を除く官衙地区はその半分程度の大きさとなる。これは飛鳥宮の宮城の推定面積213000m²のうち内郭・エビノコ郭を除いた官衙配置空間150000m²と近い面積であり、さらに苑池（西北官衙）を差し引き、宮外官衙群を足した面積とも近似の数値となる。つまり、飛鳥淨御原宮同様に、前期難波宮の宮城には内廷に関わる官衙と、先の倉庫群だけがあった可能性を考えるべきであろう¹⁷⁾。

いずれにしても齊明朝における官衙構造については、その有無を含めて、飛鳥淨御原宮にもまして不明瞭であり、今後の調査において解明していかなければならない重要課題である。

本稿を成すにあたっては、市 大樹・卜部行弘・故岡田英男・小澤 毅・故亀田 博・清岡廣子・西光慎治・佐藤 隆・竹内 亮・納谷守幸・西口壽生・林部 均・水野正好・山下信一郎の各氏をはじめ、多くの方々よりご教示・ご指導をいただいた。ここに記して感謝の意を表します。

（平成15年3月20日稿了）

宮殿	東西	南北	宮城面積	官衙空間	備考
飛鳥宮	約450m	約720m	約213000m ²	約150000m ²	宮外官衙を除く
難波宮	約700m	約700m	約490000m ²	約317000m ²	前期難波宮
藤原宮	925m	906m	約838000m ²	約562000m ²	
平城宮	1016m	1021m	約1238000m ²	約975000m ²	東に266m分の張出しあり
長岡宮	約1000m	約1000m	約1000000m ²	約840000m ²	長岡宮（前期）
長岡宮	約1000m	約1500m	約1500000m ²	約1187000m ²	長岡宮（後期）
平安宮	1146m	1392m	約1595000m ²	約1276000m ²	

表3 古代宮城面積比較表

註

- 1) 各官司のよみについては和田1983に従った。
- 2) 大宝令以前の官僚制については、青木1954・板橋1990・井上1986・荊木1994a・押部1981・佐藤1975・直木1996a・野村1927・早川1986・福原1977・森田1986・八木1968などを参考にした。
- 3) 内郭には中軸線上に内郭前殿と内郭後殿の2棟が並ぶ配置が推定されている（林部1998b）が、厳密に前期難波宮の内裏前殿・後殿の配置をトレースするならば、後殿の脇殿はやや後ろに位置することになる。とすれば、後殿の背後にも、もう1棟の東西棟建物が入る空間ができ、中軸線上に正殿級の建物が3棟並ぶ可能性も否定できない。前期難波宮では内裏後殿の背後には廊状建物があり、その後方にコ字形配置を呈した東西棟と脇殿の存在が推定されている（難波宮址顕彰会1976）。このことは平成2年の奈良大学考古学研究室研究交流会で発表したことがある。また、これらの検討にあたり、水野正好氏をはじめ、故岡田英男・故亀田博氏より多くのご教示・ご指導を得ていた。
- 4) 飛鳥宮の外郭施設については「一本柱屏」「東限屏」「東外郭屏」などの呼称で呼ばれているが、ここでは宮城垣との関係から「大垣」と呼び、さらに方角を付けて「東面大垣」などと呼称することにする。
- 5) SH6835を宮内道路とすると、その東側の東面大垣には「門」が存在していた可能性が高い。このことはさらに東に位置する酒船石遺跡第19次調査区の石組溝に接して砂岩切石の区画が検出されており（明日香村2003a）、これが橋脚の基礎部である可能性が考えられる。
- 6) この他に飛鳥地域では官衙的性格の強い遺跡として松前上山遺跡・佐田遺跡群・森カシ谷遺跡などがある。これらは共に飛鳥南西の紀路に面した位置にあり、飛鳥を防御する遺跡と評価できる。また、藤原京の先行条坊に伴う建物群の中にも官衙的な施設を想定できるが、官衙と邸宅を発掘調査によって識別することはむずかしい。なお、飛鳥地域の邸宅については以前に検討したことがある（相原2000a）。
- 7) 平成14年度の橿原考古学研究所の調査。林部均氏のご教示による。
- 8) 飛鳥池遺跡の工房群の性格については、国家が大きく関与したとみる官営工房説（寺崎2001・花谷1999）と寺院との関わりが大きいとみる説（吉川2001・杉山2002）とがある。この時期の飛鳥池工房について筆者は、酒船石遺跡との関わりや宫廷儀礼に関する木簡の出土から検討して、国家との関わりが強いとみている（相原2003）。
- 9) 奈良時代には3000斛の穀を収める倉庫があったことが『続日本紀』天平宝字4年8月18日の記事から推定でき、民官の倉庫もその延長上として理解できる。
- 10) 木簡とその出土地の関係については、一点の木簡だけでは明確にしがたい。特に、荷札木簡の場合はその移動が考えられ、記載内容や他の木簡、遺構との関係などを総合的に検討する必要がある。これに対して墨書き器は出土地付近で使用されていた可能性が高く、出土地の性格をより反映していると考えられる。
- 11) 石神遺跡の時期区分では天武紀の壬申の乱の「小治田兵庫」はA期にはいる。A期の遺構群は建物配置などから兵庫とは考えられないが、B期の遺構が雷丘東方遺跡と類似することから、小壁田兵庫とみることは可能と考えている。各時期の詳細な年代や性格についての解明が望まれる。
- 12) 収納施設には、総柱で高床仕様の建物と、側柱で土間仕様の建物の2者がある。後者の建物は発掘遺構では倉庫と住居の識別が難しい。
- 13) 酒船石遺跡の祭祀の内容については明確ではなく諸説あるが、筆者は飛鳥池遺跡から出土した「次米」木簡との関係で、天皇祭祀の中でも最重要の祭祀である新嘗祭・大嘗祭などを行っていた可能性を考えている（相原2003）。
- 14) 藤原宮の官衙についてまとめたものには川越1988・島田1997がある。
- 15) 官衙の大規模な改変は宮内省・中務省で、改変が少ないのはそのほかの官衙であった可能性も考えている。このことは第2章で示した淨御原令制下での官僚制とのあり方とも関連して、B案であるならこのような改変は考えられず、A案においてみられると考えられる。よって、筆者はA案を支持したい。
- 16) 酒船石遺跡東方の丘陵上には、尾根の稜線に沿って掘立柱屏が見つかっている（明日香村2000b・2001b）。この屏の性格については、飛鳥中心部を囲む可能性も考えている。掘立柱屏と狂心渠や飛鳥川などの河川によって囲まれた範囲には宮殿と官衙が含まれており、次の藤原宮の大垣と外濠に対応させると興味深い。
- 17) このことは難波宮における14堂以上の朝堂と広大な朝堂院の成立とに大きく関わる問題であるが、今後の課題としている。

参考・引用文献

- 相原嘉之1993 「倭京の実像—飛鳥地域における京の成立過程—」『紀要 第6号』滋賀県文化財保護協会
- 相原嘉之1999 「小治田宮の土器—雷丘東方遺跡出土土器の再検討—」『瓦衣千年—森郁夫先生還暦記念論文集—』同刊行会
- 相原嘉之2000 a 「飛鳥地域における空間利用形態についての一試論—掘立柱建物の統計的分析を通して—」『明日香村文化財調査研究紀要 創刊号』
- 相原嘉之2000 b 「亀形石造物と酒船石遺跡」『シンポジウム いま探る古代の庭園』奈良大学
- 相原嘉之2000 c 「水利用の石造物をめぐる三つの空間」『季刊明日香風 第75号』飛鳥保存財団
- 相原嘉之2003 「飛鳥大嘗宮論—初期大嘗宮と酒船石遺跡—」『続・文化財学論集』文化財学論集刊行会
- 相原嘉之・光谷拓実2002 「小治田宮の井戸—井戸枠の年輪年代と出土土器—」『明日香村文化財調査研究紀要 第2号』
- 青木和夫1954 「淨御原令と古代官僚制」『古代学 3-2』古代学協会
- 飛鳥資料館2003 『石神遺跡出土木簡の展示』
- 明日香村教育委員会1988 『雷丘東方遺跡 第3次発掘調査概報』
- 明日香村教育委員会1994 『1992-2次 酒船石遺跡（第1次）の調査』『明日香村遺跡調査概報 平成5年度』
- 明日香村教育委員会1996 『1994-10次 酒船石遺跡（第3次）範囲確認調査』『明日香村遺跡調査概報 平成6年度』
- 明日香村教育委員会1998 『1996-18次 酒船石遺跡（第9次）の調査』『明日香村遺跡調査概報 平成8年度』
- 明日香村教育委員会1999 『1997-1次 酒船石遺跡（第10次）の調査』『明日香村遺跡調査概報 平成9年度』
- 明日香村教育委員会2000 a 『1998-20次 飛鳥京跡の調査』『明日香村遺跡調査概報 平成10年度』
- 明日香村教育委員会2000 b 『1998-13次 酒船石遺跡（第11次）の調査』『明日香村遺跡調査概報 平成10年度』
- 明日香村教育委員会2001 a 『1999-12次 酒船石遺跡（第12次）の調査・2000-1次 酒船石遺跡（第13次）の調査』『明日香村遺跡調査概報 平成11年度』
- 明日香村教育委員会2001 b 『1999-3次 八釣・東山古墳群の調査』『明日香村遺跡調査概報 平成11年度』
- 明日香村教育委員会2002 a 『2000-3次 酒船石遺跡（第14次）範囲確認調査』『明日香村遺跡調査概報 平成12年度』
- 明日香村教育委員会2002 b 『2000-8次 酒船石遺跡（第15次）の調査』『明日香村遺跡調査概報 平成12年度』
- 明日香村教育委員会2002 c 『酒船石遺跡（第18・19次調査）現地説明会資料』
- 明日香村教育委員会2003 a 『2001-17次 酒船石遺跡（第18次）の調査』『明日香村遺跡調査概報 平成13年度』
- 明日香村教育委員会2003 b 『2001-4次 酒船石遺跡（第16次）範囲確認調査』『明日香村遺跡調査概報 平成13年度』
- 板橋美香子1990 「律令制成立期の弁官について」『古代史研究 10号』
- 井上光貞1986 「太政官成立過程における唐制と石有法との交渉」『井上光貞著作集 第2巻』岩波書店
- 莉木美行1994 a 「淨御原令官制から大宝令官制へ—弁官局の成立を中心として—」『律令官制成立史の研究』国書刊行会
- 莉木美行1994 b 「飛鳥淨御原令官制の一考察—官司の呼称とその序列を中心に—」『律令官制成立史の研究』国書刊行会
- 大阪市文化財協会1992 『難波宮址の研究 第九』
- 大阪市文化財協会2000 『難波宮址の研究 第十一』
- 小澤 穎1988 「伝承板蓋宮跡の発掘と飛鳥の諸宮」『槇原考古学研究所論集 第9』吉川弘文館
- 小澤 穎1997 「飛鳥淨御原宮の構造」『堅田直先生古希記念論文集』
- 押部佳周1981 「天武・持統朝の官制」『律令成立の研究』塙書房
- 亀田 博1984 「飛鳥京跡小考」『槇原考古学研究所論集 第6』吉川弘文館
- 亀田 博1987 「七世紀後半における宮殿の形態」『文化史論叢』横田健一先生古希記念論集刊行会
- 亀田 博1997 「飛鳥淨御原宮」『都城における行政機構の成立と展開』奈良国立文化財研究所
- 亀田博・和田萃1990 「奈良・飛鳥京跡」『木簡研究 12号』木簡学会
- 川越俊一1988 「官庁街のパターン」『季刊考古学 第22号』雄山閣

- 岸 俊男1981 「難波の大蔵」『難波宮址の研究 第七』大阪市文化財協会
- 岸 俊男1987 「最近発見の飛鳥木簡について」『日本と東アジアの考古学（1）』樞原考古学研究所友史会
- 清岡廣子2002 「飛鳥地域の漆工と漆の流通—飛鳥京跡の漆容器から漆の運搬と貯蔵を考える—」『明日香村文化財調査研究紀要 第2号』
- 黒田慶一2001 「前期難波宮西方官衙について」『郵政考古紀要 第30号』大阪郵政考古学会
- 佐藤宗諱1975 「律令太政官制と天皇」『大系 日本国家史 第1巻』東京大学出版会
- 佐藤 隆2001 「難波宮東方官衙の再検討」『大阪市文化財協会 研究紀要 第4号』
- 島田敏男1997 「藤原宮」『都城における行政機構の成立と展開』奈良国立文化財研究所
- 皆谷文則1987 「飛鳥京跡第Ⅲ期遺構と掘立柱建築の諸条件」『文化史論叢』横田健一先生古希記念論集刊行会
- 杉山 洋2002 「飛鳥池遺跡の性格をめぐって」『文化財論叢Ⅲ』奈良文化財研究所
- 積山 洋1989 「前期難波宮内裏西方官衙の検討」『ヒストリア 第124号』大阪歴史学会
- 立木 修1989 「藤原宮出土の薬物木簡と古代医療の一側面」『古代文化41』古代學協會
- 寺崎保広2001 「律令国家成立期と飛鳥池遺跡出土木簡」『国史学173』
- 寺升初代1995 「平安宮の復元」『平安京提要』角川書店
- 直木孝次郎1996 a 「大蔵省と宮内省の成立」『飛鳥奈良時代の考察』高科書店
- 直木孝次郎1996 b 「大宝令前官制についての二、三の考察」『飛鳥奈良時代の考察』高科書店
- 難波宮址顕彰会1976 「第68次発掘調査概報」『難波宮跡研究調査年報1974』
- 奈良県教育委員会1969『藤原宮』
- 奈良県立橿原考古学研究所1975 「第47次調査」『飛鳥京跡－昭和49年度発掘調査概要一』
- 奈良県立橿原考古学研究所1978 「飛鳥京跡－昭和52年度発掘調査概要一』
- 奈良県立橿原考古学研究所1980 a 『飛鳥京跡二』奈良県教育委員会
- 奈良県立橿原考古学研究所1980 b 「飛鳥京跡第73次調査」『奈良県遺跡調査概報 1979年度』
- 奈良県立橿原考古学研究所1981 「飛鳥京跡第78次調査」『奈良県遺跡調査概報 1980年度』
- 奈良県立橿原考古学研究所1985 「飛鳥京跡第104次調査概要」『奈良県遺跡調査概報 1984年度』
- 奈良県立橿原考古学研究所1990 「飛鳥京跡第115次調査」『奈良県遺跡調査概報 1989年度』
- 奈良県立橿原考古学研究所1993 「飛鳥京跡第129次調査」『奈良県遺跡調査概報 1992年度』
- 奈良県立橿原考古学研究所1996 a 「飛鳥京跡131次調査」『奈良県遺跡調査概報 1995年度』
- 奈良県立橿原考古学研究所1996 b 「飛鳥京跡第131次調査出土木簡概報」『奈良県遺跡調査概報 1995年度』
- 奈良県立橿原考古学研究所2002 a 「飛鳥京跡146・148次調査」『奈良県遺跡調査概報 2001年度』
- 奈良県立橿原考古学研究所2002 b 「飛鳥京跡苑地遺構調査概報」
- 奈良県立橿原考古学研究所2002 c 「飛鳥京跡苑地遺構出土木簡」『奈良県遺跡調査概報 2001年度』
- 奈良県立橿原考古学研究所2002 d 「飛鳥京跡第146次・第148次調査」『奈良県遺跡調査概報 2001年度』
- 奈良国立文化財研究所1978 『飛鳥藤原宮発掘調査報告Ⅱ』
- 奈良国立文化財研究所1980 「雷丘東方遺跡の調査」『飛鳥藤原宮発掘調査報告Ⅲ』
- 奈良国立文化財研究所1981 「藤原宮東方官衙地域の調査Ⅰ（第30次）」『飛鳥藤原宮発掘調査概報11』
- 奈良国立文化財研究所1983 「藤原宮東方官衙地域の調査（第35次）」『飛鳥藤原宮発掘調査概報13』
- 奈良国立文化財研究所1985 a 「石神遺跡第4次調査」『飛鳥藤原宮発掘調査概報15』
- 奈良国立文化財研究所1985 b 「藤原宮東方官衙地域の調査（第38・41・44次）」『飛鳥藤原宮発掘調査概報15』
- 奈良国立文化財研究所1987 「藤原宮東方官衙地域の調査（第48-3次）」『飛鳥藤原宮発掘調査概報17』
- 奈良国立文化財研究所1988 「紀寺跡寺域東南部の調査（1987-1次）」『飛鳥藤原宮発掘調査概報18』
- 奈良国立文化財研究所1989 「藤原宮西面南門地域の調査（第58-1次等）」『飛鳥藤原宮発掘調査概報19』

- 奈良国立文化財研究所1992 a 「石神遺跡第10次調査」『飛鳥藤原宮発掘調査概報22』
- 奈良国立文化財研究所1992 b 「飛鳥池遺跡の調査」『飛鳥藤原宮発掘調査概報22』
- 奈良国立文化財研究所1993 a 「飛鳥寺南方遺跡の調査（第1・2・3次）」『飛鳥藤原宮発掘調査概報23』
- 奈良国立文化財研究所1993 b 「東方官衙地区の調査（第67次）」『飛鳥藤原宮発掘調査概報23』
- 奈良国立文化財研究所1994 a 「左京十一・十二条三坊（雷丘東方遺跡）の調査」『飛鳥藤原宮発掘調査概報24』
- 奈良国立文化財研究所1994 b 「東方官衙地区の調査（第71次）」『飛鳥藤原宮発掘調査概報24』
- 奈良国立文化財研究所1996 a 「藤原宮の地区区分について」『飛鳥藤原宮発掘調査概報26』
- 奈良国立文化財研究所1996 b 「内裏東官衙地区・東方官衙北地区の調査（第78次調査・第78-7次調査）」『飛鳥藤原宮発掘調査概報26』
- 奈良国立文化財研究所1998 「飛鳥池遺跡の調査—第84次・87次」『奈良国立文化財研究所年報1998-II』
- 奈良国立文化財研究所1999 「飛鳥池遺跡の調査—第87次・第93次」『奈良国立文化財研究所年報1999-II』
- 奈良国立文化財研究所2000 「飛鳥池遺跡の調査—第98次・第99-6次・第106次」『奈良国立文化財研究所年報2000-II』
- 奈良文化財研究所2001 a 「飛鳥池遺跡の調査—第112次」『奈良文化財研究所紀要2001』
- 奈良文化財研究所2001 b 「東方官衙北地区の調査—第108-5次」『奈良文化財研究所紀要2001』
- 奈良文化財研究所2002 「左京七条一坊の調査—第115次—」『奈良文化財研究所紀要2002』
- 西口壽生1993 「飛鳥・藤原宮跡の墨書土器」『月刊文化財 362号』第一法規出版
- 野村忠夫1972 「大弁官の成立と展開」『日本歴史 290号』日本歴史学会
- 花谷 浩1999 「飛鳥池工房の発掘調査成果とその意義」『日本考古学 第8号』日本考古学協会
- 早川庄八1986 「律令太政官制の成立」『日本古代官僚制の研究』岩波書店
- 林部 均1998 a 「伝承飛鳥板蓋宮跡出土土器の再検討」『檣原考古学研究所論集 第13』吉川弘文館
- 林部 均1998 b 「飛鳥淨御原宮の成立—古代宮都変遷と伝承飛鳥板蓋宮跡—」『日本史研究 434号』日本史研究会
- 林部 均1998 c 「飛鳥淨御原宮の庭と朝庭・朝堂—伝承飛鳥板蓋宮跡の構造—」『ヒストリア 162号』大阪歴史学会
- 林部 均2001 「飛鳥淨御原宮における宮都空間の形成」『古代宮都形成過程の研究』青木書房
- 福原栄太郎1977 「中務省の成立をめぐって」『ヒストリア 77号』大阪歴史学会
- 森田 慎1986 「太政官制成立の考察」『日本古代律令法史の研究』文献出版
- 八木 充1968 「太政官制の成立」『律令国家成立過程の研究』堀書房
- 山中敏史1991 「古代の倉庫群の特徴と性格—前期難波宮の倉庫群をめぐって—」『クラと古代王権』ミネルヴァ書房
- 吉川真司2001 「飛鳥池木簡の再検討」『木簡研究 第22号』木簡学会
- 和田英松1983 「新訂 官職要解」講談社

挿図出典

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 第1図：筆者作成 | 第9図：筆者作成 |
| 第2図：檣考研1996 b を転載 | 第10図：奈文研1996 a を転載 |
| 第3図：檣考研2002 b を転載 | 第11図：奈文研1996 b を転載 |
| 第4図：檣考研2002 d を転載 | 第12図：奈文研2001 b を転載 |
| 第5図：明日香村2002 c を一部改変 | 第13図：奈文研1978を転載 |
| 第6図：明日香村2000 a を転載 | 第14図：寺升1995を転載 |
| 第7図：筆者作成 | 第15図：筆者作成 |
| 第8図：奈文研1999を転載 | 第16図：筆者作成 |